

令和3年 第1回臨時会 第3回定例会

喜界町議会議録

令和3年7月26日 開会

令和3年7月26日 閉会

令和3年9月2日 開会

令和3年9月17日 閉会

喜 界 町 議 会

令和3年第1回臨時会会議録目次

第1号（7月26日）（月曜日）

1、開 会	4
1、開 議	4
1、会議録署名議員の指名	4
1、会期の決定	4
1、議案第30号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	4
1、議案第31号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	6
1、閉 会	7

令和3年第3回定例会会議録目次

第1号（9月2日）（木曜日）

1、開 会	13
1、開 議	13
1、会議録署名議員の指名	13
1、会期の決定	13
1、諸般の報告	13
1、行政報告	14
1、報告第6号～7号 （町長報告）	17
1、報告第8号 （教育長報告）	17
1、議案第32号～37号上程 （提案理由説明、質疑、委員会付託）	18
1、議案第38号～43号上程 （提案理由説明、質疑、委員会付託）	20
1、認定第1号～7号上程 （提案理由説明、総括質疑、委員会付託）	21
1、同意第3号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	24
1、同意第4号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	25
1、散 会	26

第2号（9月3日）（金曜日）

1、開 議	29
1、一般質問	29
1. 土岐和貴議員	29
【新型コロナワクチンの接種状況について】	
【就労支援の現状について】	
2. 米田信也議員	37
【空港臨海公園について】	
【スズメバチ調査について】	
【新型コロナウイルス感染拡大について】	
【最終処分場建設について】	
3. 良岡理一郎議員	42
【新型コロナウイルス対策について】	
【自然災害対策について】	
【共同納骨堂について】	
4. 生島常範議員	61
【コロナ支援対策システムについて】	
【避難所整備の進捗状況について】	
【公園管理の全般的見直しの進捗について】	
5. 野間弘也議員	72
【新型コロナウイルス感染防止対策について】	
1、散 会	78

第3号（9月17日）（金曜日）

1、開 議	82
1、各常任委員長報告	82
（議案第32号）	
1、産業福祉常任委員長報告	86
（議案第33号～37号）	
1、総務文教常任委員長報告	89
（議案第38号～43号）	
1、産業福祉常任委員長報告	90
（陳情第1号）	
1、決算審査特別委員長報告	91
（認定第1～7号）	
1、発議第2号上程	92
（質疑、討論、採決）	

1、議員派遣の件について	93
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	93
1、閉 会	93

令和3年第1回喜界町議会臨時会

令和3年7月臨時議会

令和3年第1回喜界町議会臨時会会期日程

7月26日開会～7月26日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
7	26	月	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

令和 3 年第 1 回喜界町議会臨時会

令和 3 年 7 月 26 日

(第 1 日)

令和3年第1回喜界町議会臨時会

令和3年7月26日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第30号 令和2年度喜界町離島留学生受入施設改修工事の工事請負契約の締結について

○日程第4 議案第31号 令和3年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地I棟）の工事請負契約の締結について

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
7番	野間弘也君	8番	良岡理一郎君
9番	河上弘仁君	10番	幸一美君
11番	生駒弘君	12番	安田英次郎君
13番	榮哲治君		

1. 欠席議員（1名）

6番 榮優太君

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	徹島一秀君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

ただいまから、令和3年第1回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、安田英次郎君及び土岐和貴君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。

△ 日程第3 議案第30号 令和2年度喜界町離島留学生受入施設改修工事の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第3、議案第30号、令和2年度喜界町離島留学生受入施設改修工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第30号、令和2年度喜界町離島留学生受入施設改修工事の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

令和2年度喜界町離島留学生受入れ施設改修工事の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和2年度喜界町離島留学生受入施設改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。指名業者につきましては、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、竹山建設株式会社、株式会社前田建設、村上建設株式会社、株式会社比嘉建設、有限会社ゆたか建装の7業者でございます。

3、契約金額、1金、5,445万円。

4、契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限会社、代表取締役中村昭一郎でございます。

この工事は、令和2年度の繰越し事業でございます。寄附をいただいた前川医院の住宅部分を離島留学生受入施設として利用するための改修工事でございます。

工事内容は、改修する施設の床面積が169.77平米で、離島留学生用の部屋3室、管理人室、それから共有スペース及び多目的室を整備するものでございます。

なお、工期につきましては、令和4年2月28日までを予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、令和2年度喜界町離島留学生受入施設改修工事の工事請負契約の締結については可決されました。

△ 日程第4 議案第31号 令和3年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地Ⅰ棟）の工事請負契約の締結について

○議長（榮 哲治君）

日程第4、議案第31号、令和3年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地I棟）の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第31号、令和3年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地I棟）の工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

令和3年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地I棟）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和3年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地I棟）。

2、契約の方法、指名競争入札。指名業者は株式会社峰山建設、中村建設有限公司、竹山建設株式会社、株式会社前田建設、村上建設株式会社の5業者でございます。

3、契約金額、1金、1億395万円。

4、契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限公司、代表取締役中村昭一郎でございます。

工事内容としましては、湾宮戸団地I棟の新築工事で、木造総面積277.96平米でございます。内訳は、1階部分が1DK、36.1平米が1戸、2DK、54.15平米が2戸、2階部分は3DK、66.78平米が2戸でございます。

なお、工期につきましては、令和4年2月28日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、令和3年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地Ⅰ棟）の工事請負契約の締結については可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

令和 3 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 3 年 9 月議会

令和3年第3回喜界町議会定例会会期日程

9月2日開会～9月17日閉会 会期16日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
9	2	木	本会議（開 会）	議案上程	
	3	金	本会議	一般質問	
	4	⊕	休 日		
	5	Ⓜ	休 日		
	6	月	常任委員会	付託議案審査	
	7	火	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	8	水	決算審査特別委員会	付託議案審査	
	9	木	決算審査特別委員会	予備日	
	10	金	休 会		
	11	⊕	休 日		
	12	Ⓜ	休 日		
	13	月	休 会		
	14	火	休 会		
	15	水	休 会		
	16	木	休 会		
	17	金	最終本会議	委員長報告・他	

令和 3 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 3 年 9 月 2 日

(第 1 日)

令和3年第3回喜界町議会定例会

令和3年9月2日（木曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - (1) 議長報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について
- 日程第6 報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
- 日程第7 報告第8号 教育委員会活動の点検・評価報告書について
- 日程第8 議案第32号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第33号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第34号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第35号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第36号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第37号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第38号 喜界町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第15 議案第39号 喜界町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第40号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第41号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第42号 喜界町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第43号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 認定第1号 令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第26 認定第7号 令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第27 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第4号 教育委員会委員の任命について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	徹島一秀君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。ただいまから、令和3年第3回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（榮 哲治君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 哲治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、米田信也君及び生島常範君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（榮 哲治君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの16日間と決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（榮 哲治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

7月13日、鹿児島市のマリnpレスかごしまにおいて、町村議会正副議長研修会が開催されました。

東串良町議会議長の田之畑稔議会議長会会長が開会挨拶の後、元全国都道府県議会議長会事務局次長の内田一夫氏が「議長の権限と議事運営上の諸問題」と題して講演されました。新型コロナウイルス下における議会対応について、正副議長の地位について、議長の心得、議長の権限と役割について、議案、会議録等における個人情報の扱いについて、それぞれの案件において、事案に基づいて説明されました。

引き続き、鹿児島県総務部市町村課長の坂元加奈子氏が「当面する諸課題について」と題し

て講演されました。地方行政体制の方向性について、広域連携の推進、地方創生の取組、デジタル改革関連法、個人情報保護法等について説明されました。

以上で議長報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（榮 哲治君）

日程第4、行政報告を行います。

町長、教育長より行政報告の申出があります。これを許可します。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

おはようございます。行政報告を申し上げます。

先月11日に新型コロナウイルスの感染者が1名確認されてから、急激に感染が拡大した現状と、本町の対応について報告を申し上げます。

まず、このたび新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及び家族、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、感染拡大が急激に進む中、日々医療の最前線で患者の治療に尽力されている医療従事者の皆様に、心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

8月に入り、鹿児島県内でも感染が広がり、8月13日には県独自の緊急事態宣言が発出され、本町も飲食店の営業時間短縮の要請対象区域となり、8月18日から8月29日までの期間の時短要請の周知準備を進めていたところに、政府によるまん延防止等重点措置により、鹿児島県も対象となり、8月20日から9月12日までの時短要請となり、期間延長と、酒類の提供は原則停止、実質休業を余儀なくされる事態となりました。

現在、相談窓口では、時短要請協力金申請事務の代行、次に、個人の状況に対応すべく個人相談会の実施等を予定しております。今後は、相談会での意見等を参考に、真に必要な政策を構築し、一日も早く生活への不安を払拭できるよう対応したいと思っておりますので、議員各位におかれましては、予算措置につきまして御理解のほどよろしくお願いいたします。

感染状況の事案に戻りまして、感染者の年代別の傾向につきましては、30代から50代の感染が多い傾向にありますが、次いで10代の感染者も多くなっており、家庭内感染と思われる事例が数件ありました。

このような中、町民の皆様が感染リスクの高い行動を避け、感染拡大防止に御協力いただいたことにより、現在、感染者数はどうにか落ち着いてきております。この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。

8月17日の全体協議会での報告以降に感染者の島外搬送がありました。天候の都合により、予定より搬送の日程が延びましたが、8月22日に県の防災ヘリで喜界徳州会病院の入院患者3名を鹿児島市へ搬送しております。患者3名は酸素投与が必要な中等症Ⅱの状態でした。搬送に当たっては、名瀬保健所所長や担当が来島し、医療機関や県と連携を取りながら島外搬送の対応に当たったところでございます。

今回の急激な感染拡大では、多くの方が自宅待機を余儀なくされ、その中で家庭内感染も見

られました。このようなことから、先月の14日、15日に再度、町内全ての宿泊所等の予約、利用状況を含め、オーナーの意向や宿泊療養施設としての基準に合致するかなど調査を実施し、現在、県と連携しながら宿泊療養施設の開所に向けて調整を進めているところでございます。

また、現在、島外の病院での入院が3名、喜界徳州会病院入院が2名、自宅待機が16名で、66名が解除されたと報告を受けております。

先月27日からは12歳から64歳の方々へのワクチン接種が始まっております。町民の皆様へ積極的なワクチン接種を呼びかけるとともに、引き続きマスクの着用、小まめな手洗いや消毒、換気などの基本的な感染防止対策を徹底するように、さらに周知してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

次に、教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

引き続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する教育行政関係について御報告いたします。

まず、初めに学校教育の対応等について報告いたします。

2学期のスタートについては、全国的には夏休みを延長したり、分散登校やオンライン授業を導入したりするなど様々な動きが見られておりますが、本町においては、できる限りの感染対策を講じながら、9月1日にスタートしたことを報告いたします。

主な理由、背景としましては、今年の8月までに出されている国や県のガイドラインや通知等では、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることから、学校における感染及び拡大のリスクを可能な限り低減した上で、持続的に教育を受ける権利を保障することや学習の機会や場を提供することなど、子供たちの学びを止めないことが基本的な考え方として示されております。

また、先ほどもありましたけれども、本町の感染状況については、現在のところ感染経路がほぼ確認されていることに加えて、今回、本町で感染が確認されて以降、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全ての学校で、出校日や部活動をはじめ、ほぼ全ての教育活動を停止しております。9月1日までの2週間以上の間、子供たちが接触する機会や場を制限してきたことなどを踏まえて、臨時校長会で協議した上、9月1日から新学期をスタートさせたところでございます。

ただし、不安を解消し、学校における感染及び拡大のリスクを可能な限り低減する観点から、主に以下の5点の対応に努めるとともに、緊張感を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

一つ目は、これまで取り組んできた手洗いやうがい、マスクの着用や教室の換気、机や椅子などの消毒等の基本的な対策の徹底を図る取組を行います。また、給食の片づけや準備などの密集を防ぐ対策も講じてまいります。そのために必要な時間を確保するため、授業時間を5分程度短縮することも可能としております。

二つ目は、登下校時における密接、密集を回避する取組を実施いたします。特にスクールバ

スでの密を回避することや、小学生と中学生の接触機会を減らす目的などから、中学校の始業時間を1時間程度ずらして、小学校と中学校の時間差登校を実施することとしました。

三つ目は、登校時に全員の検温を実施し、健康観察を徹底いたします。検温や風邪症状等の確認については各家庭にも協力を呼びかけ、できるだけきめ細かなチェックに努めるとともに、体調がよくない場合は休むように呼びかけをいたします。あわせて、当分の間、欠席者の人数や理由、体調不良の状況などを教育委員会に報告することとし、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

四つ目は、授業内容の見直しを工夫いたします。具体的には、音楽や体育の授業などで大きな声を出す歌唱指導や身体の接触を伴う学習、密集する活動や会食を伴う調理実習などの学習活動は当面行わないこととし、感染のリスク軽減に努めてまいります。

五つ目は、クラスター、集団感染の事例が見られている部活動は、当分の間、原則中止といたします。その他学校行事等については感染状況を見ながら、中止や延期、内容の変更など、随時検討していくことといたします。

現段階で、主な行事については、9月5日に実施予定であった喜界高校の体育祭は中止と聞いております。9月12日予定の喜界中学校の体育大会については、12日の実施は難しいと判断し、取りあえず中止となりました。今後、他の教育活動との兼ね合いを含めて、何らかの形で実施できるかどうかを検討中でございます。小学校並びに幼稚園の運動会については、感染状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。また、9月下旬以降に計画されている修学旅行や宿泊学習等の島外に出ていく行事については、島内の感染状況や訪問先の状況等を見ながら、教育的意義を踏まえて、延期を含めて慎重に検討することとしております。

ちなみに、仮に感染が確認された場合の対応策について御説明いたします。幼稚園や学校で、幼児、児童生徒及び教職員等に感染が確認された場合並びに濃厚接触者と判定された場合は、学校等の全部または一部の臨時休業を行うとともに、感染者等への出席停止などの必要な措置を講じることとしております。その際は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえることはもとより、学校保健法や国、県などのガイドライン及び本町のマニュアル等にのっとり、町の対策本部と連携しながら、設置者である町教育委員会が判断することとしております。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症に関して忘れてはいけないことは、偏見や差別、誹謗や中傷などへの対応であると考えます。各学校で発達段階に応じた指導を充実し、偏見や差別が生じないように、継続した取組に努めてまいりたいと考えております。

最後に、社会教育関係における対応について、主なもののみ報告いたします。

喜界町の警戒レベルが5の間は、ほとんどの社会教育施設は閉館としております。公民館講座や長寿者学級なども当分の間は中止とさせていただいております。また、町民体育祭も、町民の安全安心の観点から昨年度に引き続き中止といたしました。

今後の行事については、感染状況を見ながら、その都度検討していきたいと考えているところでございます。どうか御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で教育委員会関係の行政報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第5 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について

△ 日程第6 報告第7号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

○議長（榮 哲治君）

日程第5、報告第6号、地方公共団体の財政自主財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率についてから、日程第6、報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、以上2件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

報告第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度財政健全化判断比率について別紙のとおり報告するものでございます。

実質的な地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担を表す実質公債費比率は9.8%でございます。一般会計、特別会計が借り入れた地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額について、一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に占める割合を表す将来負担比率はゼロ%でございます。今後の見通しとしましては、実質公債比率、将来負担比率ともに、大型事業に伴う起債の元利償還金が増えていくと見込まれるため、少しずつ上昇すると思われま

す。次に、報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度資金不足比率について別紙のとおり報告するものでございます。

本町の公営企業であります水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計の資金不足比率はゼロ%でございます。

以上、監査委員の意見書を付して、財政健全化法に基づく報告をいたします。

以上、私からは2件御報告申し上げます。以上でございます。

△ 日程第7 報告第8号 教育委員会活動の点検・評価報告書について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、報告第8号、教育委員会活動の点検・評価報告書についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

報告第8号の教育委員会活動の点検・評価報告書についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年4月から、全ての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないこととされました。

そこで喜界町教育委員会では、法の規定に基づき、効果的な教育行政を推進し、教育委員会が実施した令和2年度事務事業のうち主要な事務事業を対象に、喜界町教育委員会自らが点検及び評価を行い、有識者の意見をいただき、報告書としてまとめましたので、御報告いたします。

なお、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの主催事業や行事等が実施できなかつたり制約を受けたりしたことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第8 議案第32号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

△ 日程第9 議案第33号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第10 議案第34号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第11 議案第35号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第12 議案第36号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第13 議案第37号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第8、議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第13、議案第37号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）、ほか4件の特別会計補正予算と1件の企業会計について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ2億1,527万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億364万3,000円とするも

のでございます。

今回の主な補正は、ふるさと納税の増に伴うふるさと寄附事業の経費、じんかい処理費の重機借り上げ、廃棄物処理施設整備費の土地購入費の増でございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

歳入の増額でございますが、2ページの地方特例交付金77万円、地方交付税1億1,446万4,000円、国庫支出金2,234万2,000円、県支出金143万円、寄附金3,204万6,000円、繰越金3,951万8,000円、諸収入1,284万円を増額するものでございます。

一方、歳入の減額でございますが、町債813万5,000円を減額するものでございます。

歳出でございますが、全て増額で、3ページの総務費4,110万6,000円、民生費1,874万7,000円、衛生費7,323万1,000円、農林水産業費3,022万9,000円、商工費536万2,000円、土木費3,028万5,000円、教育費1,631万5,000円を増額するものでございます。

次に、5ページの第2表、地方債補正につきまして説明申し上げます。

今回の地方債補正は、一般廃棄物処理整備事業債と港湾整備事業債の限度額を増額するものでございます。

一方、減額するものは、臨時財政対策債を減額するものでございます。

次に、議案第33号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ344万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,762万9,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,993万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、事業勘定が特定健診受診率向上対策事業に関わる業務委託料の増額、直営診療施設勘定は人件費の増額でございます。

次に、議案第34号、令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,132万6,000円とするものでございます。

補正の理由は、システム負担金の増額によるものでございます。

次に、議案第35号、令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ251万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億576万5,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、人件費の増額によるものでございます。

次に、議案第36号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ825万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,493万5,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、公共下水道施設整備の実施設設計委託料の増額によるものでございます。

次に、議案第37号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、収益的支出に118万1,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億6,604万3,000円とし、資本的支出に50万円を追加し、資本的収支の予定額を2億1,462万円とするものでございます。

補正の主な理由は、人件費及び企業債償還金の増額によるものでございます。

以上6件について御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号から議案第37号まで、以上6件はお手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第14 議案第38号 喜界町過疎地域持続的発展計画の策定について

△ 日程第15 議案第39号 喜界町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について

△ 日程第16 議案第40号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

△ 日程第17 議案第41号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

△ 日程第18 議案第42号 喜界町防災会議条例の一部を改正する条例について

△ 日程第19 議案第43号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第14、議案第38号、喜界町過疎地域持続的発展計画の策定についてから、日程第19、議案第43号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました議案第38号、喜界町過疎地域持続的発展計画の策定について、ほか5件について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第38号、喜界町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございますが、令和3年4月1日に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、喜界町過疎地域持続的発展計画を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

議案第39号、喜界町過疎地域産業開発促進条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。改正の理由としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、条例内の根拠法令の改正が必要であるためでございます。

次に、議案第40号、報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。改正の理由といたしましては、観光振興計画策定委員会委員の

報酬を新設するものでございます。

次に、議案第41号、喜界町手数料条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。改正の理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の公布による番号利用法の改正に伴い、条例の条項を削除する必要があるためでございます。

次に、議案第42号、喜界町防災会議条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。条例の改正の理由といたしましては、陸上自衛隊奄美警備隊職員の委員としての防災会議への参加及び必要に応じた柔軟な運用と体制構築を図るためでございます。

次に、議案第43号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。改正の理由といたしましては、新たに新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当を定めるものでございます。

以上6件、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第43号まで、以上6件はお手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

-
- △ 日程第20 認定第1号 令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第21 認定第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第22 認定第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第23 認定第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第24 認定第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第25 認定第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第26 認定第7号 令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（榮 哲治君）

日程第20、認定第1号、令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第26、認定第7号、令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

認定第1号、令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について、ほか5件の特別会計と1件の企業会計を一括して提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度の各会計歳入歳出決算について、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を皆様のお手元に配付させていただきましたが、主要施策の成果に関する調書により詳細は説明してございますので、ここでは決算内容の概略だけを説明させていただきます。

認定第1号、令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について。令和2年度決算につきましては、当初予算の段階において十分御審議をいただいております。さらに、国、県の動向により補正予算等の執行を進め、各種事業を実施してまいりました。

主な事業といたしまして、総務費においては集落活性化助成金、条件不利性改善事業、ふるさと寄附金事業、地方創生関連事業、特別定額給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症対策関連の事業費、県知事選挙費、町長・町議会議員選挙費。民生費においては、高齢者福祉業務、障がい者福祉業務、こども医療費助成事業、諸検診業務委託、保健センター及び包括支援センター運営事業、母子保健事業、健康推進事業、新型コロナウイルスワクチン対策費、児童手当費、放課後児童クラブ運営事業、児童発達支援事業費、子育て世帯臨時特別給付金事業。衛生費においては、廃棄物収集及び運搬業務委託、焼却灰搬出処理委託、台風被害廃棄物処理委託料、海岸漂着物地域対策推進事業、廃棄物処理施設整備費、浄化槽設置整備事業補助金。農林水産業においては、農業振興費、糖業・畜産・園芸振興費、営農支援センター及び加工販売施設運営事業、アリモドキゾウムシ・カンキツグリーンング病等特殊病害虫の防除事業、地籍調査事業、農業次世代人材投資事業、農業基盤整備促進事業、林業振興費、鳥獣被害防止対策事業費、漁港整備費、離島漁業再生支援事業。商工費においては、商工会運営補助金、商工振興資金利子補給補助金、イベント支援補助金、公園管理委託費、ジオパーク推進事業、観光案内アプリ導入事業費。土木費においては、道路新設・改良、喜界島港改修工事、地域住宅交付金事業（公営住宅建て替え工事）。消防費においては、消防費、防災・災害対策費。教育費においては、地方創生関連事業、GIGAスクール構想事業費、社会教育費、埋蔵文化財発掘調査費。災害復旧費においては、農林水産施設災害復旧費、公園災害復旧費を実施してまいりました。

令和2年度喜界町一般会計では、96億6,005万5,000円の予算現額に対しまして、歳入決算額82億7,389万7,000円、歳出決算額81億1,587万円、歳入歳出差引額1億5,802万7,000円。翌年度へ繰り越す財源6,851万円を差し引くと、実質収支額8,951万7,000円となり、地方自治法第233条の2の規定により、4,500万円を財政調整基金に繰り入れました。

決算統計の分析では、経常収支比率84.4%で、対前年度比4.6%の減でございます。減少した原因としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による出張の減が要因でございます。実質公債費比率は9.8%で、対前年度比0.1%の増でございます。増加した原因としましては、防災食育センターの起債の元金償還金が増加したことが要因でございます。

また、町税の徴収率につきましては、町民の皆様の深い御理解と御協力及び納税義務の意識向上等により、前年度を0.7%上回り、95.2%の徴収率を得ることができました。

次に、特別会計の認定第2号から第6号までの御説明を申し上げます。

認定第2号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。国民健康保険特別会計事業勘定につきましては、予算現額10億2,371万6,000円に対しまして、歳入決算額10億2,760万6,000円、歳出決算額10億1,912万円、歳入歳出差引額848万6,000円が実質収支額となりました。予算対比については、歳入決算額において100.4%、歳出決算額において99.6%の結果となっております。

国保税の現年度徴収率は94.5%で、前年度を1.0%下回っております。相互扶助の保険制度を理解していただき、徴収努力に努めてまいります。

次に、直営診所勘定でございますが、予算現額2,921万8,000円に対しまして、歳入歳出決算ともに2,754万9,000円となっております。予算対比については、歳入歳出決算額とも94.3%の結果となっております。

次に、認定第3号、令和2年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度決算につきましては、予算現額9億621万3,000円に対しまして、歳入予算額9億804万1,000円、歳出決算額8億6,625万6,000円、歳入歳出差引額4,178万5,000円が実質収支額となっております。予算対比については、歳入決算額において100.2%、歳出決算額においては95.6%の結果となっております。

次に、認定第4号、令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度決算につきましては、予算現額1億1,008万4,000円に対しまして、歳入決算額1億1,077万6,000円、歳入決算額1億944万9,000円、歳入歳出差引額132万7,000円が実質収支額となっております。予算対比につきましては、歳入決算額において100.6%、歳出決算額においては99.4%の結果となっております。

次に、認定第5号、令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度決算につきましては、予算現額1億2,927万4,000円に対して、歳入歳出決算額ともに1億2,737万7,000円となっております。予算対比については、歳入歳出決算額とも98.5%の結果となっております。

次に、認定第6号、令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度決算につきましては、予算現額2億1,495万3,000円に対して、歳入歳出決算額とも2億1,437万9,000円となっております。予算対比については、歳入歳出決算額とも99.7%の結果となっております。

次に、企業会計の認定第7号、令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。令和2年度会計剰余金の処分及び決算につきましては、収益的収入5億3,634万57円、収益的支出5億1,745万5,394円、当期純利益1,888万4,663円となっております。

以上、一般会計及び特別会計、企業会計の決算の概略を説明申し上げますが、令和2年度決算につきましては、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力の下、おおむね所期の目的を達成することができました。依然として厳しい財政状況の中ではありますが、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、住民福祉の向上に努力してまいります。

よろしく御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（榮 哲治君）

これから総括質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

総括質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号については、議長並びに監査委員を除く10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。

本件については、10名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の正副委員長については、全員協議会において互選したとおり、委員長に安田英次郎君、副委員長に生駒 弘君と決定しました。

△ 日程第27 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（榮 哲治君）

日程第27、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ただいま上程されました同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてお願いいたします。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字浦原1472番地1。氏名、叶 日出克。生年月日、昭和29年5月5日生まれでございます。

令和3年9月24日をもちまして、前任者の任期が終了となりますので、今回、同氏を選出させていただきました。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思えますので、ぜひ同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和3年9月25日から令和6年9月24日の予定でございます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

△ 日程第28 同意第4号 教育委員会委員の任命について

○議長（榮 哲治君）

日程第28、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

同意第4号、教育委員会委員の任命についてお願いいたします。

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字白水519番地1。氏名、平 國男。生年月日、昭和35年4月10日生まれでございます。

令和3年9月24日をもちまして、前任の任期が終了となりますので、今回、同氏を選出させていただきます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和3年9月25日から令和7年9月24日の予定でございます。

○議長（榮 哲治君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、同意第4号、教育委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月3日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前10時24分

令和 3 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 3 年 9 月 3 日

(第 2 日)

令和3年第3回喜界町議会定例会

令和3年9月3日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

通告順

1. 土岐和貴君
 - 【新型コロナワクチンの接種状況について】
 - 【就労支援の現状について】

2. 米田信也君
 - 【空港臨海公園について】
 - 【スズメバチ調査について】
 - 【新型コロナウイルス感染拡大について】
 - 【最終処分場建設について】

3. 良岡理一郎君
 - 【新型コロナウイルス対策について】
 - 【自然災害対策について】
 - 【共同納骨堂について】

4. 生島常範君
 - 【コロナ支援対策システムについて】
 - 【避難所整備の進捗状況について】
 - 【公園管理の全般的見直しの進捗について】

5. 野間弘也君
 - 【新型コロナウイルス感染防止対策について】

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	徹島一秀君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（榮 哲治君）

日程第1、一般質問を行います。
質問の通告があります。
質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。
新型コロナワクチンの接種状況についてほか1件、土岐和貴君の発言を許可します。
土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

○1番（土岐和貴君）

皆様おはようございます。

9月に入り、去年の暑い夏を思い出します。町民の代表として選んでいただいてから約1年、新人議員として分からないことも多い中、一日でも早く即戦力になれるように、新人議員での勉強会や先輩議員から多くのことを学んでおります。今後も、最年少議員だからと甘えるのではなく、喜界町の発展に貢献できるよう前に進んでまいります。

先月、全員協議会にて要望書を提出いたしました。陽性者や濃厚接触者は、自宅での待機で不安を抱えながら生活をしています。企業や商工会向けの助成金制度などは充実していますが、パートやアルバイトで生計を立てている御家族にとって、2週間以上仕事ができない状況は金銭的にも精神的にもダメージが大きいです。専属の職員を配置して、総合窓口を設置していただいたことは大変うれしいことではありますが、設置するだけでなく、町民の方々に周知していただくことが非常に大事だと思っております。

緊急小口資金や総合支援資金など多くの支援制度もありますが、私も含め、町民の方々はなかなか知りません。先日、総務課長と面談して提案しましたが、防災メール等でのお知らせだけではなく、アナログ的に文面でお知らせすることで、当事者になったときに文面が手元があれば、自分に合った相談をいち早く見つけ、相談できるのではないかと思っております。2週間以上不安を抱えて精神的にもきつい方々のためにも、心の支えになれる喜界町を目指していただきたいと強く思います。

それでは、質問事項に入っていきたいと思っております。

質問事項1、新型コロナワクチンの接種状況についてです。

現在、全国的にもワクチン接種が進んでいく中、アナフィラキシーや副反応、因果関係は不明だが死亡報告も集められております。今後もワクチン接種に関しては、自分の体に適しているか、子供にとって必要かなど、慎重に考えて打つか打たないかは決めていく必要があると思っております。

今回も、厚生労働省のホームページのデータを基に質問していきます。第67回厚生科学審議

会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会が令和3年8月25日に開催されました。副反応報告では、令和3年2月17日から7月25日までに報告された件数は1万9,202名でした。そのうち重篤報告数は3,254名でした。アナフィラキシー報告は、令和3年2月17日から8月8日までのデータで2,211名、死亡報告では、令和3年2月17日から令和3年8月8日までに報告されたのは991名。専門家の評価は、全て情報不足等によりワクチン接種と死亡との因果関係が評価できないとされておりました。

コロナワクチンは1人2回接種ということで、全国で推定回数、今9,065万1,661回とされております。ここで、コロナワクチンとインフルエンザワクチンの副反応とを比較していきたいのですが、厚生労働省のデータで、平成30年度、特にインフルエンザがはやった時期のワクチンのデータを上げていきます。

インフルエンザワクチン、1人1回接種、平成30年10月1日から平成31年4月30日までのデータで、推定接種回数5,251万1,510回、製造販売業者からの報告と医療関係からの報告を合わせた副反応件数は261件、死亡報告は3名、この3名に関しても同じく、専門家の評価は全て情報不足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないとされておられました。ここで上げられている情報不足というのは、死亡前の健康診断書などが上げられております。ワクチンを打つ前に、体をしっかり検査して診断書をもってから接種する方は多くないと思います。

インフルエンザワクチンとコロナワクチンを比較しても分かるように、コロナワクチンは約4,500万人、副反応報告が1万9,202件、死亡報告が991件。インフルエンザワクチンに関しては、約5,200万人に対して、副反応報告は261件、死亡報告は3件。この厚生労働省に記載されているデータを比較しても、今回のワクチンが必ずしも安全とは言い切れないと判断できるのではないのでしょうか。そして、明らかに突き出た数であることは否定できません。

私は不安をあおっているのではなく、しっかり事実やデータを公式ホームページで調べた上で、今後も接種する、接種しないを判断する必要があるのではないかと考えております。

ここで質問に移っていききたいと思います。今回は（1）と（3）を一括して質問したいと思います。本町のワクチン接種状況について、そして本町での副反応、アナフィラキシー情報を、2件一括して伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

土岐議員の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についての御質問にお答えいたします。

ワクチンの接種状況につきましては、65歳以上の接種対象者は2,904名、1回目の接種者は2,426名、接種率が83.5%となっております。2回目の接種者は2,397名。接種率は82.5%となっております。

それから、本町での副反応、アナフィラキシー報告状況についてですが、ワクチン接種後の副反応につきましては、一時的な接種部位の痛みや発熱、だるさが出たという声は聞いております。また、接種会場では、一時的に気分不良を訴えて15分ほど休憩をされた方が3名ほどおりました。アナフィラキシーについては報告されておられません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

今回本町で接種しているファイザー社の公式ホームページを確認すると、新型コロナワクチンは臨床試験中で、試験完了日が2023年5月2日と掲載されておりました。こちらの完了日も随時更新されています。

6月の一般質問でもお伝えしましたが、今回のワクチンは、今までのワクチンとは違い、臨床試験を実施していきながら、並行して予防接種が2月から本格的にスタートされています。感染を完全に予防できるわけではなく、本ワクチンは新しい接種のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性がある。厚生労働省のホームページに記載されているワクチンの説明書に書かれているとおり、今後何が起こるか今現在分からない。そして、臨床試験中、かつ、このような緊急事態宣言が出ているときのみ許可が下りているコロナワクチンを安全と言っているメディアや報道は、私は大変疑問に思っております。

このように、メリットだけではなく、デメリットも報告することで、国民、そして町民一人一人が本当に体に合っているか、大丈夫かと、ちゃんと判断してから接種できるのではないかと思っております。

各テレビ局も、スポンサーや利権、ビジネスの関係上、このような国が提示しているメリット、デメリットを情報公開しない理由も分かります。だからこそ、テレビの情報やネットニュースだけの情報で行動するのではなく、しっかり国が提示している事実を調べ、今後の動きも考えていく必要があると思っております。

私がこのように徹底的に調べるわけは、町民の中でも、副反応が怖くて不安だけど、周りからの目が怖くて打った方や、反ワクチンと言われるのが怖くて「私は打たない」と安易に話せない閉塞感を持って過ごしている町民が多くいることも事実です。

そもそも反ワクチンとは何なんでしょうか。しっかりワクチンについて調べ、厚生労働省に記載されているデータを基に、自分の体に適しているか、我が子に本当に必要ななど、判断して打たないと決めた方々も反ワクチンなののでしょうか。

現在では、テレビやネットで数多くの陰謀的な話も出回っています。遺伝情報が書き換えられるといった話や、磁石がくっつく、マイクロチップが入っているなど、根拠のない、事実が分からない情報も世の中に出回っているのも確かです。

私が話をしているのは、あくまで厚生労働省のデータ、記載されている事実ベースで分析して報告されたデータを見る限り、副反応のリスクがかなり高く、積極的に打つメリットは見いださずらいと判断しています。若い世代であれば、もともと免疫力が高く、コロナに感染しても無症状、軽症で、重篤化することは今現在ありません。

このデータも、グラフ等で厚生労働省のホームページに記載されておりました。8月30日のデータで陽性者145万4,364名、そのうち軽症、入院を要する数は23万1,772名、そのうち重症者が2,075名、残りの120万人以上が無症状となっております。8月24日の情報では、陽性者の中で、重症者は10代ゼロ名、20代ゼロ名、30代2名、40代が48名、50代が99名、60代が115名、70代が150名、80代が78名、90代が10名、こちらの重症者の数も随時更新されておりました。

陽性者の情報を見ても分かりますが、2021年8月24日データで、若い方々は重症化していません。30代であれば、21万2,859名が陽性と報告されましたが、そのうち重症者は2名、20代であれば、32万9,803名が陽性と報告されましたが、重症者はゼロ名、10代であれば、12万2,316名が陽性と報告されましたが、そのうち重症者はゼロ名、厚生労働省のデータ上でも若い方々が重症化していないことは明らかになっております。

ワクチンの性能は、感染予防を期待するものではなく、あくまで発症予防、重症化予防が想定されていると検討部会の審議結果報告書にも掲載されていることもあり、先ほども話したように、重症化しない子供たちが接種をする必要性は低いのではないかと私は考えます。その中で、今後何が起こるか分からない臨床試験中のワクチン子供たちが打つ必要が本当にあるのでしょうか。偏った報道や周りから同調圧力をかけられて、誰にも打ち明けられずに接種をすると決めている御家族が町民の中にも事実です。我が子にとって本当にワクチンが必要か悩んでいる御家族や、これから接種される御家族にも、コロナ感染での重症化する年代、そして比率なども詳しく説明していく必要があると思っております。厚生労働省のホームページに記載されている重症化リスクや、若い世代の方々は全国でも今現在重症化していないという事実も伝えていく必要があると思えます。

ここで二つ目の質問に移りたいと思えます。(2)本町における12歳以上64歳までのワクチン接種の今後の予約状況について伺います。

○議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

12歳以上64歳までのワクチン接種の予約状況につきましては、全体の接種対象者が3,230名、その中で医療従事者等接種済み者が544名で、今回、集団接種対象者が2,686名となっております。予約者につきましては、9月2日現在2,037名、予約率が75.8%となっております。お手元に配られている資料は最新のもので、若干数値が違っております。

それから、土岐議員がおっしゃっておられますワクチンの安全性ということですが、世界中の検査機関、認証機関で認証されてきております。それから、日本の検査機関でも認証されてきたというところで、一応の科学的根拠というのはあると我々は思っております。1年ちょっとで認証がされたというところの短さはあるんですけれども、発症予防、重症化の予防がされているということで、実際に証明もされているわけでございます。それから、若年層、子供たちへのデルタ株も広がってきているという現状を鑑みますと、今後、やはり接種は進めていくべきではないかと我々は思っているところでございます。御理解をお願いいたします。

○議長(榮 哲治君)

土岐和貴君。

○1番(土岐和貴君)

私、先ほども申し上げたんですが、この接種するしないを否定するわけではなくて、実際にちゃんと一人一人が理解した上で行っていく必要があると考えております。

厚生労働省の予防接種説明書に掲載されていた文面なんです、新型コロナウイルス感染症

について、感染症は発症すると熱やせきなど風邪によく似た症状が見られます。軽症のまま治癒する人も多い。まれに重症化すると呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあると書かれておりました。

私は福祉の経験、長い間勤めていた経験もあるので分かるのですが、高齢者は年々免疫力が低下して、少しの風邪でも肺炎になり、お亡くなりになることもたくさんあります。人は年齢が上がるにつれて免疫力が低下していくのは、ごく自然な流れじゃないでしょうか。今まで報道で、インフルエンザや風邪症状で肺炎になり死亡したなど、毎日のように報告されなかったと思います。

厚生労働省が発表した人口動態統計によると、2020年に全国で病気で死亡したのは138万4,544人で、毎年多くの方々が病気などで亡くなっており、コロナウイルスが出てくる前も死亡要因は免疫力が低下していく高齢者の肺炎によるものがほとんどでした。コロナに感染したから肺炎になるのではなく、もともと高齢者は肺炎になるリスクが高いとデータを見ても分かります。

ここで、お答えできる範囲でいいのですが、本町でのワクチン予約状況で、未成年者の割合がもし分かれば教えていただけないでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

現在のところ集計は取られておりません。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

ありがとうございます。

そのほかにも、私がワクチンについて詳しく調べる理由の一つとしてなんですが、実際に私は数年前、インフルエンザのワクチンを接種して、40度以上の高熱、倦怠感、悪寒、免疫力低下、皮膚の炎症など、数日副反応に苦しめられて受診したところ、何とインフルエンザ感染と診断されました。私は予防目的で接種したワクチンでインフルエンザ感染になるとは思っていませんでした。その後、家族にもインフルエンザがうつってしまい、この疑問についてもっともっと追求していくようになりました。

実際に副反応を経験し、死ぬ思いで数日過ごしたからこそ、予防目的のワクチンが体を苦しめる理由はなぜなのかを調べていくことで、同じような思いをしている町民や、不安を抱えて打つか打たないか悩んでいる町民の心のよりどころになればと思っております。そして、個人の意思を尊重した取組を今後も行っていただきたいと強く願っております。

そのほかにも、子宮頸がんワクチンを受けた数年後に、極度の体調不良に陥った方々もいます。回復に1年以上要し、治療に大変苦勞したようです。私は、子供たちはもともと免疫力も高く、日本人に合った食事、そして体を動かす習慣をしっかりしていれば免疫力も上がっていく、今回のワクチンを打つか打たないか、家族でしっかり話し合えると思っております。私は今現在、ワクチンを否定しているのではなく、今後も家族と子供に打つ打たないを決めていっ

てもらいたいです。大人は我が身を自分で守れます。しっかり事実も調べられます。しかし、子供たちは自分だけで判断できません。子供たちの命を守るのも大人の役目だと思っております。そのことを踏まえて、これから接種がどんどん進んでいく12歳以上64歳以下の方々の予防接種も慎重に考えていただきたいと思っております。

打つ人も、打たない人も、その選択が同様に尊重される社会や喜界町であっていただきたいです。ワクチンの導入に当たって、2020年12月に改正された予防接種法の付託決議にも明記されています。接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること、そして、ワクチン接種を強要したり、打たないと決めた人を非難したりするのは、予防接種法の趣旨にも反している。何度も言いますが、ワクチン接種に関して今現在、良い悪いは臨床試験中のため実際には分かりませんし、国が随時、接種後の反応なども情報収集しています。2023年5月まで接種希望者を対象に接種後の情報が収集されていますので、常に最新の情報をキャッチアップしていく必要があると思います。その中で意見を強要したり、見た聞いた情報だけで誹謗中傷してはいけないと思っております。

今後も町民一人一人がリスクをしっかりと考え、メリット、デメリットをしっかりと判断できる環境づくりは必要だと考えるので、引き続き差別的な環境や誹謗中傷が生まれない喜界町を目指していただきたいです。

それでは、次の質問事項に移りたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

ちょっと質問を止めまして申し訳ございません。私にもちょっと答弁させていただきたいと思えます。

内容につきましては事務的なことでしたので課長がお答えさせていただきましたが、今、議員がらる申しました厚生労働省のホームページとか、その内容を申し上げましたけども、本人はワクチンに対してのよしあしは関係ないというようなことである申し上げたんですが、内容としましてはワクチンの不安をあおるような、そのデータだけを申していたような気がいたします。今、議会としては、ワクチンのよしあしを議論するような場所では私はないと思うんです。また、それだけの答弁も私どもは持ち合わせておりません。

議員は、インターネットとかそういったところで、そういったものをこうしてデータを今準備して詳しく述べたんですが、そのほとんどがワクチンに対する不安です。厚労省にワクチンの後、死亡例が多く報告されているという中、この質問要旨も、これで止めてありますけども、そのように逆に不安をあおるような質問の内容じゃないかと思って私も答弁を控えたんですが、ぜひその辺は考えていただいでですね。

今、我々は、政府が進めているコロナウイルスの感染をどうにか止めるための方法として、健康を守る方法として、ワクチンを打っているんです。それを今おっしゃるように、ワクチンというものは完全ではないと。ほかのワクチンの例も挙げましたけれども、それは単なる議員が思っているワクチンに対しての思いで、それをここで何ておっしゃいましたか、調べるため

にとおっしゃいましたけれども、先ほども私は言いました。この議会というのは、そこを議論する場じゃないと思います。今言われたように、今ワクチン接種がどのように進んでいるのか、子供たちがどのようになっているのか、そういうことを聞いていただいて、それで町としては、どういうふうを考えて政策をやっているのか。それを議論する場であって、ワクチンがどうか、それは私たちのこの場で論じることはできないと思います。国、厚労省でちゃんとした政策を打ち出しているんで、私どもはそれに従って、一日も早く、これを今打とうとして頑張っているところなんです。そこは理解していただきたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

町長の意見もいろいろと聞き、私も分かります。先ほども私のほうでお伝えしたんですが、この町民の中にもやはり不安を抱えている方々もいるというのをまず知っていただきたいというのが私の目的でもありますし、今後ますます進んでいく中で、このコロナを収束するという意味でワクチンを接種すると思うんですが、その方向も今後考えていかないといけないと思っております。

それでは、次の質問事項に移りたいと思います。

質問事項2、就労支援の現状についてです。

就労支援は、人間にとってかけがえのない営みをそれぞれの状況に即して実現できるよう支援することだと考えます。収入を得るばかりではなく、社会とつながりを構築し、自己実現を図る大切な意義を持ちます。現在コロナ禍において、障がい、疾患を持つ人、経済的な困窮に陥っている人や高齢者といった方々の生活や人生を豊かにしていくサポートも重要視されています。

現在では、農業と福祉の融合で、農福連携が全国的にも進められています。障がいを持った方々や高齢者などが農業に携われるよう、国や自治体、法人などがそれを支援する取組です。農福連携の取組が進むことで、障がい者や高齢者、生活困窮者の働き口を創出できるとともに、農業分野では、高齢化による後継者、そして働き手不足の問題解決ができると期待されています。

本町では、障がい者を後押しする就労継続支援A型もB型も今現在はありません。一般企業なども過去にB型など取り組んでいましたが、なかなか思うようにいかなかったことを踏まえて、今後は農業と福祉の連携は必要不可欠だと考えます。

それでは、質問に移りたいと思います。

（1）障がいを持って生活している町民の方々の中で、可能な限り、少しでも働きたいが働ける環境がないと意見をいただいております。本町における就労支援の取組、そして現状について伺いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

就労支援の現状、取組についての御質問にお答えいたします。

まず、本町の障がい者の就労支援の現状でございますが、地域活動支援センター事業をNPO法人喜界福祉ネットごま畑、これは小規模作業所のほっと館に委託をしております。この事業は、精神障がい者がいつでも集える憩いの場、作業を通して自立を目指す場所としての作業活動を図るものです。現在8名が利用しております。

また、年に3回から4回、あまみ障害者就業・生活支援センターが、障がい者就労登録相談会を実施しております。本町と情報共有を図っているところでございます。現在登録者、仮登録者合わせて19名となっております。

平成30年度には町内の福祉事業者が、障害福祉サービス就労継続支援B型事業所を開設しサービスを提供していましたが、本年5月に廃止をしております。

本町ではこのような現状を少しでも改善し、障がい者の就労や生きがいがづくりの場を生み出すために、議員もおっしゃっておられました農業分野での就労機会の創出を図る農福連携の取組での障がい者支援を検討しております。まずは福祉事業所と連携して、ニーズやマッチングの調査を行い、就労支援を図ってまいります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

土岐和貴君。

○1番（土岐和貴君）

全国的にも農業分野にまつわる諸事情、諸問題等もありますが、農業に携わる人口は全国的にも年々減っているという問題が出てきております。1997年には414万人だったのが、2018年には半分以下の182万人まで減少したという統計が出ているようです。

福祉分野に関しては、日本における障がい者の総数は2018年の時点で約900万人を超え、全人口の7.4%に当たるということが出ておりました。内訳は、身体障がい者が約半数、精神障がい者は4割、知的障がい者が残りの1割と大まかな概況がありました。

今回、配付してある喜界町過疎地域継続的発展計画の資料の27ページにも掲載されていましたが、障がい者福祉施策については、喜界町障がい者基本計画に基づき、地域生活と就労を進め、自立を支援する施策を総合的、計画的に推進していくと掲げていることもあり、今後の取組も非常に大事になってくると思っております。今後はさらに不安や問題を抱えている方々のために、支える社会の受皿が必要になってくると思います。既に介護支援、職業訓練、自立支援など様々な形でサポート体制が整ってきており、現にハローワークにおける障がい者の就職件数は年々増加しているのも確かです。ただ、本町ではまだまだ十分な状況とは言えず、さらなる取組の強化は不可欠だと思っております。

先ほども福祉課長がおっしゃいましたほっと館でも8名今利用されておりますが、以前利用されていた町民の中で、もう少し私はできるけど、それ以上の仕事が今見つからないという声も聞かれていますので、このように農業と融合していければ、少しでも輝ける場がつくっていいのではないかと私は思っております。農業と福祉、両面の課題を解決する策として期待されているのが、先ほどもおっしゃったように農福連携であることから、迅速な取組をお願いしたいと思っております。

障がいや疾患を持って生活している方々、そして経済的に困窮に陥っている方々が少しでも

生き生きと輝ける場の創出を考えていただきたいと同時に、企業や町民一人一人も、他人ごとではなく自分事になっていける喜界町を目指していただきたいと強く願います。

今回は一般質問の時間短縮ということで進められていますが、私の質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

続いて、空港臨海公園についてほか3件、米田信也君の発言を許可します。

[米田信也君登壇]

○2番（米田信也君）

それでは、皆さん、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

私からは4点、今回質問させていただきます。

その前に、新型コロナウイルスに感染された方は、医療従事者の方等かなり感謝をしておりますし、役場のコロナ対策本部の皆さんもかなりお忙しくされているようですので、その辺、感謝を申し上げて、質問に移りたいと思います。

コロナウイルスの質問はまた後ほど差し上げたいと思いますが、今回は空港臨海公園の整備、清掃の実施という質問で、まずは、奄美・沖縄世界自然遺産登録に伴い、喜界島にも観光客の増加が見込まれる中、島の観光資源の一つであるスギラビーチに散乱するサンゴ石、今かなり散乱しているんですけれども、その除去をできないのか。また、ポイ捨てごみの清掃や、ポイ捨て禁止の徹底、啓発についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員のスギラビーチのサンゴ石除去、ごみのポイ捨てについての御質問にお答えいたします。

まず、サンゴ石の除去についてですが、例年冬期に砂入れ等の整備を行っておりますが、御承知のとおり、昨年台風14号においてかなりの被害を受けております。よって、災害復旧事業といたしまして、石の除去、それからビーチの整備を行ったところでございます。今後整備をする上で、どのようにしたら状況改善につながるかなど、また今後検討してまいりたいと考えております。

次に、議員御指摘のとおり、ごみのポイ捨てにつきましては、これまでも注意喚起の貼紙掲示、それから広報紙や防災無線での呼びかけ等を行ってまいりましたけれども、残念ながら後を絶たない状況が続いているのが現状でございます。

一方では、善意でゴミ拾いを行っていただいている有志の方もおられるわけです。このような答弁の場で謝意を申し上げることは不適切かとは思いますが、あえてそういった方々に改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今後につきましては、注意喚起の取組と併せまして、そのような方々の取組の輪を町内全域に広げていく、そういった施策を検討しまして、ごみのない美しい島を目指してまいりたいというふうに考えております。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。スギラビーチ等、観光資源の一つであり、これから観光客、本当にたくさんのお客さんが、このコロナが収まった後に喜界町にもたくさんの方が来島されると思っていますので、その方々に気持ちよく喜界島にまた来たいと言ってもらえるような形になれば、きれいなビーチ等を提供できればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公園についてですけれども、グラウンドゴルフやサッカー等を楽しむ町民の憩いの場である多目的広場にある、増え過ぎたアダンの剪定であったりとか除去、また、ビーチ側の定期的な草刈りの実施についてお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員のアダンの剪定及びビーチの草刈りに関する御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、アダンには喜界町に生ずる貴重な植物で、保護植物として指定されております17種のうちのひとつでございます。そのため、むやみに採取、採掘、伐採等が禁じられている状況でございます。現在、企画観光課におきまして計画しております空港臨海公園の改修事業、その実施の際に協議し、対応してまいりたいと考えております。

また、スギラビーチ側の草刈りにつきましては、本年度より、年度当初の打合せにて毎月計画的に実施することとして、以前よりも改善が図られているものというふうに私どもは考えております。また、問合せや苦情等につきましても、その都度現場を確認いたしまして、必要に応じ管理者や業者へ作業指示を行っているところでございます。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。今言われました公園の整備事業、いつ頃されるのかというのは少しあるんですが、できるだけ早くに、アダンの問題であったりとか、ビーチサイドの整備の問題、トイレの整備の問題等があるので、できるだけ早めの実施を望みたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、スズメバチについて質問したいと思います。

喜界島では今まで確認されなかったスズメバチが、花良治集落の水源地で確認されました。この一つの巣はもう既に駆除されたのですが、ほかにもある可能性があり、今後の調査、注意喚起、発見時の対応についてお伺いしたいと思います。

今、百之台の211のそばで、コガタスズメバチだと思うんですけど、スズメバチの個体が三、四匹確認されたという情報も入っておりますので、その辺も踏まえてお答え願えればと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

スズメバチの調査についての御質問で、まず調査についてです。今、米田議員もおっしゃったとおり、既に新聞報道もなされ、御承知かと存じますけれども、奄美野生生物保護センターへ蜂類の同定について、写真、個体を送り、調査依頼し、8月25日にコガタスズメバチとの同定結果が出たところでございます。

次に、注意喚起についてでございます。既に防災無線にて呼びかけ、さらには、今後発行されます町広報紙の9月号にて注意喚起を行う予定としております。

また、発見時の対応についてでございますが、巣など発見の際は、むやみに刺激することなく、役場のほうへ一報いただくよう、防災無線及び町の広報紙で引き続き呼びかけを行っていく予定でございます。

また、今後につきましては、個人の方でもそうですし、町でも、トラップを今、追跡調査という意味合いで仕掛けております。その状況を見ながら、今後関係各課及び専門家を交えながら駆除方法についても協議しながら進めていく予定でございます。

今、百之台、ポイント211の牧草地で、議員のおっしゃるとおり、コガタスズメバチであろうという個体が確認されているのが現状でございます。そちらについても注意をしながら、今後協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。スズメバチが今まで喜界島の10万年の歴史の中で初めて見つかったと言われておりますけれども、実際に今、この早い段階で駆除するというのは非常に大切だと思います。これが広がってしまうと、特に昆虫等であると後々の駆除、せん滅といいますか、全てを駆除するというのはなかなか難しくなってきます。

特にスズメバチに関しては、刺されるとかなりひどい状況になったりとか、アナフィラキシーショックであったりとか、そういうふうなものも出てきますので、今ちょっと頑張って、スズメバチが根づかないような対策を取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では続きまして、三つ目の質問になりますが、昨年11月から確認されなかったPCR検査での陽性者が、8月に入り爆発的に感染が広がっていると。80名以上を超えている状況を踏まえて、急速なコロナ感染拡大の対策について3点ほど質問したいと思っております。

先ほどと同じような形になるかもしれませんが、感染拡大の中、鹿児島県に出されたまん延防止等重点措置を受けて、時短営業や休業を余儀なくされている方々への、これはお店もそうですが、従業員の方への救済というのがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

米田議員の、感染拡大を受け休業を余儀なくされている方々へのいわゆる救済措置についての御質問にお答えいたします。

昨日の町長による行政報告及び先般の全員協議会における要望事項の回答書でも申し上げておりますけれども、島内におきまして8か月ぶりに感染者が確認されたのを受けまして、町独自の支援策を検討中でしたが、御承知のとおり8月15日に県より営業時間短縮の要請区域に追加されることとなり、翌16日には、当企画観光課におきまして相談窓口を設置、喜界町商工会及びアドバイザー契約締結の行政書士と連携をしまして、対象飲食店への周知及び制度説明等を行っております。また、今月1日より、対象飲食店の負担軽減のため申請事務の代行事務を行っているところでございます。

なお、従業員等個人向けの支援策といたしましては、個々の状況に応じた対応が必要となっておりまして、そのため、早急に相談会等を開催いたしまして、個々の相談に応じてまいりたいと考えております。

併せまして、国、県などの支援策を受けることができない場合は、町独自の対策も講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。できるだけ早めの対策をしていただいて、生活に困っている方も多いため、その辺の迅速な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、この件に関して二つ目ですけれども、喜界空港やフェリー乗り場における検温等の水際対策を講じているにもかかわらず、今回感染が拡大したことについてどのようにお考えになられているのか。また、今後の対策に向けて、このままではまたコロナウイルスが入ってくるのではないかとということも考えられ、強化対策を考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

空港、港での水際対策の強化についてということで、お答えいたします。

本町での空港、港での水際対策につきましては、各港では出港前の検温を実施しております。御案内のとおりだと思います。37.5度以上の発熱者は乗船できないことになっております。航空路につきましては、喜界空港到着時に37.5度以上の発熱が確認された場合、改めて電話で体調の確認を行い、必要な場合は相談センターの相談や病院受診を勧めるようにしております。現在のところ症状が悪くなるケースは出ておりません。やむを得ず来島される方々に向けては、町のホームページでPCR検査の受検をお願いしております。

また、先月の16日からは県の事業で、鹿児島空港や港から県内離島へ移動する方に対し、鹿児島中央駅及び鹿児島空港でPCR検査ができるようになっており、水際対策が強化されているところでございます。

引き続き、関係機関と連携して、水際での感染防止に努めてまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。島内へのコロナウイルスの流入を防ぐためには、やはりPCR検査であったりとか、発熱の有無であったりとかというのは非常に大切だと思いますので、今後ともその辺のことは気を引き締めてやっていければと思っております。

三つ目ですが、陽性反応の出た方への対応について、今、自宅療養になっているんですけども、自宅療養や宿泊施設療養の注意点の徹底、宿泊施設の確保、心的ケア、不当な差別や偏見への対応をお伺いしたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

感染者の対応方法についてですが、今回のように、県内での感染者の急増により医療体制が逼迫し、搬送受入れが困難となるなど、緊急的な事態が発生している中での自宅待機となったことは御理解願いたいと思っております。

本町におきましては、現在、県と連携して、軽症者等の隔離や経過観察が可能となるよう、宿泊療養施設の開所に向けて調整をしているところでございます。

今後の対応といたしましては、患者の症状や家族構成、それから生活環境を考慮した上で、自宅での待機、宿泊療養施設、それから医療機関への入院、島外への搬送等、症状に対応した療養ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、感染者への差別や偏見、誹謗中傷など人権を侵害する行為につきましても、警察をはじめ関係機関と連携して、町民の皆様への御理解を求めてまいります。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

ありがとうございます。それに付け加えて、今、80数名の方が陽性反応でコロナというふうに言われておりますが、ただ、解除された方が60数名おられて、今まだ療養されてる方、入院されている方等はもう20名ぐらいというふうにお伺いしています。その辺を町民の方々にも周知徹底して、今はもうこれだけ、80何名の方がコロナにかかれたんですけども、治られたというか、解除されたということをもう少し町民の方にもお知らせいただければいいのかなと、私個人として思います。ありがとうございます。

最後になりますが、最終処分場の進捗状況についてお伺いしたいと思っております。

前回、土地の買収がそろそろできますということでお伺いしていました。その土地の買収及び設計図の進捗状況についてお伺いします。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

米田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、土地の購入についてですけれども、今議会に上程をしております一般会計の補正予算（第3号）におきまして、廃棄物処理施設の整備費の中に、土地購入費として3,540万4,000円を計上してございます。

それから、設計についてですけれども、7月14日に入札を行いまして、日本水工設計株式会社鹿児島事務所が落札をいたしました。これに伴いまして、今、配置等の実施設計、それから工程計画について8月初旬に打合せをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

米田信也君。

○2番（米田信也君）

どうもありがとうございます。この最終処分場については、令和6年を本当は目標にしないといけないんですが、できるだけ早めの実施があればいいなと思います。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで米田信也君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時45分からです。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時45分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

新型コロナウイルス対策についてほか2件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○8番（良岡理一郎君）

お疲れさまです。日本共産党の良岡理一郎です。

本町におきまして、新型コロナ感染者が、先ほど来町長のお話もありましたが、8月11日に1人の発表以来、直近、8月末までのところで累計で85名、若干環境の関係で88という数値もあるんですが、かなりの数の方が感染をして、実に町民の約1%を超える方が僅か3週間の間で爆発的な感染があると、非常に危機的な事態であろうというふうに思います。

深刻なのは、多くの感染された方たちが必要な医療に守られることもなく、自宅療養を余儀なくされているところであります。後ほど細かく議論していきたいというふうに思いますが、今本町に求められておりますのは、取り得るあらゆる手当をもって町民の命を守る、そういうふうなことに全力を挙げる、これが今、本町に求められていることだろうと思います。

それでは、一般質問通告書に沿って質問をしていきたいと思ひます。

質問事項の1、新型コロナウイルス対策につきましてですが、この通告書は大分以前に書かせていただいておりますので、その後、急変をしております。いろいろな関係が急変しております。その直近の状況をできるだけ踏まえて答弁をお願いしたいと思ひます。

それでは、質問要旨の1でありますけれども、政府が症状別隔離施設の方針変更で、町民の間に不安が広がっております。政府の変更と同時に、本町では爆発的な感染が始まったというふうな時期的な問題もあるわけでありまが、従来であれば、PCR検査で陽性が確認された場合の治療、隔離の順序は、まずは医療機関で、何はにおいてもまず医療機関に入っていただくと。そして、医療機関がタイトだった場合には宿泊療養施設とすると。これが基本的な確認であります。できるだけ自宅療養を避けるとするのが、本町におきましてもコンセンサスだったろうというふうに思ひます。

最近、鹿児島県のほうでも、自宅療養については基本的には県としては考えてないというのが基本的なコンセンサスなんです。ですから、我々の基本的認識とは全く県の考えているところと一致していない状況に來ているわけでありまが、町長、この基本認識について伺ひます。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

良岡議員の新型コロナウイルス対策についての御質問にお答えいたします。

軽症者、無症状者の隔離場所につきましては、家族への感染や症状の急変等が懸念されることから、できるだけ自宅での隔離は避けるべきだと従来から申し上げておりでございます。しかしながら、今回のように、県内の感染者の急増により医療体制が逼迫し、搬送受入れが困難となるなど、緊急的な事態が発生している中での自宅待機となっていることは御理解願ひたいと思ひます。

本町におきましては現在、県と連携して、軽症者等の隔離や経過観察が可能となるよう、宿泊療養施設の開所を目指して調整をしているところでございます。できるだけ家庭内での感染防止や症状の急変に対応できるよう、宿泊療養施設を運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

自宅療養する場合のもう一つの大きな問題は、これは町も防災無線でも盛んに呼びかけておりますけれども、いわゆる差別、誹謗中傷がこのコミュニティーで起きないかという不安があるわけなんです。これは宿泊療養施設にきちんと皆さんが入って、そこで療養すれば、そういうふうな懸念はまず消えます。きちんと病院に入っている、どこそこのホテルに入っているからというふうになれば、集落を中心にしたコミュニティー、その中で様々な受ける問題を防げるわけなんです。その辺の意見についてはどう認識されておりますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

差別とか風評被害の件につきましては、我々のところで一番注意をしているところです。感染症のウイルスへの恐怖もありますけれども、それが去った後とかは風評被害のほうが重要かというふうに思っております。まず自分の家で療養をすると、療養というか待機をするということに対しましての風評被害もありますけれども、宿泊療養施設で療養するとなったときにも、集落の方々の反対とか、いろいろそういう問題も発生してくることが懸念されております。そういうところでの風評被害がどういうところで発生するかというのはちょっと見当もつかないところがございますけれども、風評被害とか差別、誹謗中傷、そういうものがないように、それを一番に考えてやっていきたいと考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

宿泊療養施設周辺における課長のおっしゃる風評被害等々については後ほどのところでちょっと議論をお願いします。

それでは、この間の具体的な対応について数値でお伺いしたいと思います。質問要旨の（2）本町におきます8月11日以降の陽性者数を、重症度別及びそれぞれの隔離施設についてどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

執行部と議員の皆様には両面コピーで一部資料を渡しておりますので、それを参考にしていただきたいと思います。先ほどの議論の中でも使われた資料でありますけれども、数表になっておりますが、これは保健福祉課に協力いただきまして、水際対策などの関連するデータを、その時点における新しい数値で作っていただいております。

こういうような議論との関係では、裏面というふうに書いてありますけれども、これは朝日新聞が作られている分かりやすい一覧であります。新型コロナウイルス感染症の重症度分類というのを、厚労省の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」から加工して作られたというふうになっております。重症度、これにつきましては、我々の一般概念と違いまして、軽症が一番下にくるんですが、その順序で説明してありますが、軽症、中等症Ⅰ、そして中等症Ⅱ、これが今回国会でも議論になった部分でありますけれども、病院に入れるかどうかという基準の問題です。中等症Ⅱ、そして重症。これについては、東京都が勝手な基準でやられている部分もあるみたいで、ちょっと混乱する部分ありますけれども、こういう分け方をしているということでもあります。それぞれの臨床状態はここに書いてあるとおりであります。

あわせて、書いてありませんけれども、後ほど議論との関係で、今、肺の健康状態を見る意味で、パルスオキシメーターというのがかなり普及をしております。このパルスオキシメーターでは、酸素の中和度、酸素濃度という言い方をするようでありますけれども、この数値が測れるということで、我々健康者については96%から99%という数字が出るようであります。この図表との関係でいきますと、軽症の方は96%以下、そして中等症Ⅰの方が96%から下のほうに下って93%まで、中等症Ⅱの方は93%以下ということで、数値がよくないと非常に危険な状況になるという意味では、パルスオキシメーターが非常に重要だということを後ほど議論させていただきたいということです。

この数表も参考にさせていただきながらでありますけども、質問に戻りまして、質問要旨の(2)の①の感染者の総数、これが直近まで何名になっているか、そして重症度別、今触れました重症、中等症Ⅱ、中等症Ⅰ、軽症、それぞれ何名いらっしゃるのか。そして、これらの方はどこの施設に隔離をされたのかということ伺います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

感染者総数につきましては、県の発表では、9月2日現在89名となっております。この数字は島外で感染した喜界町在住者も含まれております。島内の医療機関で陽性が確認された人数は87名となっております。

重症度別でございます。87名中、中等症Ⅱが3名、中等症Ⅰが5名、軽症が79名でございます。この数字は現在の状況ではなく、ピーク時の実績というふうになっております。

次に、隔離施設でございます。医療施設へ入院された方が6名、うち3名は島外搬送となっております。自宅待機が81名となっております。

それから、パルスオキシメーターにつきましてはですが、パルスオキシメーターは、患者の症状の急変をすぐに察知するために、県から30個を喜界徳州会病院へ配付されております。必要に応じて患者へ貸出しをしているということで情報を得ております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

先ほど米田議員の質問の中にもありましたけども、島内の感染者が87名として、そのうち療養が終了なさった方は何名ですか。逆に今、何名の方が療養されているかということになりますけども。終了されている方いっぱいいらっしゃいますよね。この数を伺います。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

現在、島外へ搬送されて島外の病院で入院されている方が3名いましたが、1名は退院されておりますので、2名ということになります。また、島内の医療機関へ入院をされていた方が3名おりましたが、その方のうちの1名が退院をされており、2名ということになっております。現在、解除された方を引いた、自宅療養をされている方が16名ということで御理解願いたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

87名あるいは89名の大きな感染の波の中で、現時点においては、それぞれの皆さんの努力も

あって、一定抑え込んできているという状況かと思うんです。ぜひこの傾向が続いてほしいと思うんだけど、なかなかデルタ株は手ごわいという、後ほど議論しますけども、そういう状況もあろうかと思えます。

それで、パルスオキシメーターについては、今課長から説明ありましたが、これは、ちょっと議長、質問の通告書には書いてありません。課長のほうにちょっと数字調べてくれということでお願いしてありますので、許可をお願いしたいということです。

そして、このパルスオキシメーターについては30個ということだけでも、これは非常に重要な健康医療器具ですよ。これは、感染者が申し出なければ貸し出せないんですか。それとも重要度の話をして、ぜひ身に付けておいてほしいと。そして、1日1回とは言わず、数回測って、これも先ほど言った96を切ったり90を切ったら大変なんで情報をくれと。こういうふうな指導はされてないんですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

このパルスオキシメーターの貸出しについて、詳細な情報は得ておりませんが、医療機関、それから保健所が健康観察というのをやっております。その健康観察の中で、急変とかそういう症状が見られた場合には病院への入院とか搬送とかそういうことになるんですけども、その兆候を見逃さないために病院では、そのパルスオキシメーターとか検温とか、そういうものによって、CTの撮影とかそういうことで患者を搬送すると。

その患者の搬送には我々役場職員も搬送の手伝いとか搬送に従事をしたわけがございますけれども、そういう形で、すぐに察知をするための体制というのは整えてありますので、これは医師の判断によって、パルスオキシメーターを貸し出すとかいう判断をしてもらっているというふうに理解しております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

都市部でも相当今感染が大変な状況になっておりまして、医師が患者をどういうふうに方向づけるか、対応するかという点でも、対応ももちろんそうですけども、このパルスオキシメーターで出てくる酸素濃度、中和濃度が大きな決め手になっているようなんですよ。そういった意味で、むしろ積極的にこれは活用するという方向でお願いしたいと思います。

もう一つは、これも通告外で悪いんですけども、自宅療養している方たちの食事は今どうなっていますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

待機をされている方のお食事につきましてですが、待機期間中の食事等の確保につきましては、基本的に親戚や知人、友人の方をお願いしてほしいということと呼びかけております。どうしてもそれが困難な方につきましては、役場のほうで配達をしているということになります。

今回の感染拡大期間におきましては、保健所からの依頼により、身寄りのない方1名に待機期間中、食事の配達をしております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

宿泊療養施設がきちんと用意できている場合、町民にとってどういうメリットがあるかという、もちろんこれは公費で基本的に賄われますよね。宿泊料、そして食事、これ全部、どちらもただなんです。そして、後ほど触れますけども、中和カクテル抗体をやろうとした場合も、この宿泊料施設であればできるわけです。そこの準備が行政ができなくて、その方たちに食事代を持つてというのは、どういう根拠でそういう事が成り立つんですか。出してもいいんじゃないの。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

これは我々の判断ではなく、保健所の判断で、その要請によってやっております。基本的に感染症対策というのは、国、県が主に主導を取ってやるということで、我々はその要請により動くということが基本になると思います。

しかしながら、こういう形で、身寄りのない方とか困っている方に対しては積極的な支援をしていくというところに変わりはございません。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

積極的な姿勢の一環として食事は提供してはどうかということを私申し上げているんですけども。これは県のほうに要望してくださいよ。後ほど触れますけども、県が町との関係でどういう連携を取ってこのコロナと闘おうとしているかというのは本当には見えないんですよ。この食事の問題についても、宿泊療養施設があれば本人負担はなくてもできるわけでしょう。食事できますよね、宿泊療養施設だったら。ここは、ぜひとも頑張ってもらって、県にそれを求めていただきたいと思います。

次に、質問要旨の3番、これ、逆説的な書き方になっているわけけども、宿泊療養施設がないために様々な問題ができていくわけですよ。医療施設と宿泊療養施設、そこが少ないというのは、ないからそういうふうになるんですけども、私が一番気になるのは、この間の議論の中で、やはり宿泊療養施設は必要であればいつでもすぐにでも用意できるというのは町長さんの基本的な答弁であるわけです。ところが、この8月11日に1名発生して、私は個人的には、これでいよいよもう宿泊療養施設が動くかと。19室用意している個人病院はともかく、宿泊療養施設が動くんだらうというふうに思ったんだけど、一向に動かない。その後、全員協議会の中で町長から説明があったように、確保できなかったと、こういう状況にあるわけです。

問題は、町は町で一生懸命やっていると思うんだけど、そもそもこれ、今課長が言ったように県の責任でしょう。県が責任を持って医療機関だとか宿泊療養施設、これを用意すべきなんですよ。県はどういう動きをしているんですか。宿泊療養施設です。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

今議員がお尋ねの宿泊療養施設につきましては度々質問がございまして、私のほうでも、これは県、保健所等が調整をして確保するという事を申し上げておりました。それがあのかどうかというお尋ねもありました。昨年発生したときには、そういった宿泊施設のほうにも打診をしました。了解は、そのときは得たんですが、いざ、このように8月になりまして発生したときには、新盆の前でございまして結構お客さんが入っていると。そういった事情等もございまして。

これに関しましては、行政報告で申し上げましたけれども、宿泊療養施設としての基準に合致するかどうかということも調べなければいけないと。来島して調べなければいけないということがあるということで、そのときは、御案内のように鹿児島県内でも多数の発生を見ておったところでございます。それで、なかなかこちらには来れないという事情がございましたけれども、保健所の所長とか、それから、こちらの県の事務所の担当、それから課長を含めて、本町の施設に全て意向調査をやったわけですが、やはりなかなかオーナーの了解も得られないとか、そういったこともございました。

これに関しましては、これ以上言い訳をしますと相手方に攻撃の矛先が行きますので申し上げますが、これは私としての失態であったと思っております。なかなか進まない中で今現在は、その施設、一つなんです話を進めておりますけれども、先ほど課長が申しましたが、それに対しましても、また、この地域の宿泊所への、何といいますか、攻撃といいますか、そういったものがまた出ないか、その辺を踏まえながら、説明を加えながらしていかなければならないというような大変な難しいところもございました。

県のほうでも報道等で言うておりますけれども、鹿児島県は宿泊施設をさらに増やしてということもございましたけれども、ただ、その活用しているのは、ほとんど3割にも満たないと、なかなか入所するための手続等もかなり難しいところがあるというようなことを伺ってまして、それでも、難しい難しいでは前に進まないんじゃないかということで県のほうにも再三申してはいるんですが、その辺の理解はぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

県なり、あるいは奄美医療圏というエリアの状況を調べてみますと、鹿児島県全体でいわゆる医療関係の病床数は566床あります。これは日によって動いていますが566床。そのうち356床が使われていると。そして、奄美の医療圏ではどうかとなりますと、53床あるということに

なっております。そして、軽症者向けの宿泊療養施設の関係ですけれども、8月の末現在で1,209室あります。いわゆる宿泊療養施設は1,209室、そして使っているのは428室。町長も今おっしゃったように、これ35%なんです。単純比較はしちゃいかんだけど。要するに部屋を回すためには、いろんな衛生上の入替えが相当大変な作業があるんで、部屋数イコール使える数にならないというのは私も承知しておりますが、そういう難しさがあるわけだけども、ここまで来ているということでもあります。

この宿泊療養施設が、奄美では88室あります。奄美大島55室、沖永良部が10室、与論島6室、徳之島が17室、喜界町はありません、こういう状況にもなっているわけなんです。このままじゃ町民の命を守ろうという町長の決意は具現化しないんじゃないですか。どうされますか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

先ほど申しましたように今調整中ございまして、できるだけ増やしていきたいと思っております。

今回のこの発生がまた、これで収束するわけではないと思っておりますので、難しいところがございますので、さらに民間のそういった施設が難しいのであれば、公の施設を作らざるを得ないんじゃないかと、今その方向で検討しております。

とにかく宿泊施設の基準というんですか、本当に一部屋に一人で、バス・トイレ付でなければできないんだと。その施設に看護師さんもいなければいけないということで、そういった条件をクリアする施設というのは本当にもうホテルぐらいしかないと思いますので、本町の宿泊を伴っております施設もございまして、それも見てくださいなんですが、やはり共同の風呂とかトイレでは駄目だということです。そういったものも含めた公の、民間を圧迫しないようなそういった施設も長期的に考えていかなきゃいけないんじゃないかと、併せて思っているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

繰り返しになりますけれども、そもそも感染症に対して責任持つのは基本的に県知事です、県です。そして実際の実務のところでは各自自治体で御苦労いただいて。本町もそうですけれども。今回のこの宿泊療養施設の問題とか医療施設の問題について、私はもっと県が力と金を使って、この離島の島々、医療も非常に逼迫しているという脆弱な島々にもっと力を入れるべきだというふうに思うんです。ぜひともこれは県に対して、もっと働けということをおっしゃっていただきたいと思っております。

質問要旨の4番に移ります。宿泊療養施設をつくった場合には、この入院死亡リスクを7割減らせる抗体カクテル療法、これをしてもいいというふうに国が8月中旬に通知を出しております。ですから、抗体カクテル療法を使えとすれば、いわゆる重症にならないというふうなデータもいろんなところで出てきております。カクテルというと何か違和感がありますが、混ぜるという意味ですね。薬品を二つ混ぜて点滴を行う、これをやれば減らせるというふうなも

のも実証されてきておりますので、ぜひこの宿泊療養施設の中については御検討いただきたいというふうに思うんです。これは今こういう状況ですので、これ以上はやりませんが。

そして、次の質問要旨の5番でありますけども、今、医療施設が非常に困難だということで、町長のほうも様々な公共施設を検討しているけど今、壁にぶち当たっていると、こういうことであろうかとは思っています。これは県レベルの話になるんですけども、病院がないんだったら、本町みたいに宿泊施設が駄目であれば、体育館だとか屋内施設を使って、それにふさわしい、そういう施設をつくったらどうかという考え方もあるわけですよ。台風のとくに本町は全力を挙げて様々な避難場所をつくりましたよね。そして、段ボールベッドを使ったり、対策をつくったりして、そこでそういうトイレの問題とか風呂の問題が出てくるかもしれませんが、そこは県にも頑張ってもらいながら、ぜひともそういう、町民が安心して生活できるような、避難できる、隔離できる施設に向けては努力をしていただきたいということと。

ここで野戦病院という表現を使った、これはちょっと違和感があるという方もいらっしゃいますが、最近は臨時医療施設という言葉もマスコミでも使われてきております。現在のところ、福井県が100床、これは医師会と早々に連携を取って、既に100床確保できているようであります。あと、大阪府がこれは今打ち上げたところですが1,000床、そして、昨日あたりの新聞を読むと、静岡県も県議会が予算通してそういう野戦病院をつくるというふうに報道もされております。

地方自治体の我々町でどこまでできるかという問題がありますけども、台風等々含めていろんな災害があるわけですから、それを最大限生かしながら、もし宿泊が駄目だったらそこを確保するという、もしこれは県ができないのであれば、喜界町の町民で感染者は全部県本土とか、医師を送ると、こういうふうなことを確約してもらいながら進めないと、コロナの関係では聞えないんじゃないかというふうに思いますが、町長のほうでこれに所感があれば答弁してください。どう考えますか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

先ほど来申し上げております宿泊療養施設の開設に向けては、看護師等スタッフの確保も含め、準備を進めているところでございます。

医療機関以外での臨時医療施設の設置につきましては、町の判断だけで設置できるものではございません。医師や看護師、それから管理者、スタッフ等の確保も課題となることから、議員おっしゃるとおり、県の方針等を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

ただいまの課長の答弁に補足をさせていただきますが、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、いわゆる野戦病院というふうにマスコミ等では言っておりますが、これに関しましては御案内のように、都道府県の知事が、当該の区域内において病院またその他の医療機関が不足

した場合とか、そういったときに臨時に病院を開設すると、そういったことになっております。

課長も申しましたけども、これは県が本当に緊急的な措置として、医者がない、そういったときにすることであって、町でどうのこうのとすぐできるわけではないんですが、そういった事態にならないようなことを願って対策は進めますけども、そういったときには知事が判断をしてという形になろうかと思えます。その辺の意思疎通というんですか、調整は図りながら進めていきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

宿泊療養施設、大変な局面でありますけども、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次の検査に係る部分に進みたいと思えます。

この1年半も続いております新型コロナウイルスの拡大の連鎖、第1波、2波、3波、4波、5波と来ていますけども、この連鎖を断つには私は、大規模なPCR検査、これは絶対不可欠だと思うんです。歴史的にも疫病の問題は様々な面で語られますけども、やはり一番大事なのは検査と隔離です。これはもう歴史的な教訓です。どれだけ検査をして、かかった方たちを隔離するか、これがやり切れるかどうか、いわゆる感染症に勝てるどうかの大きなキーワードになっているんだろうと思えます。

そこで質問要旨の6番であります、PCR検査の拡充について伺いたいと思えます。新たな変異株ということで次から次へと出てきておりますが、これは既にオリンピック前から言われておりますが、ペルー由来のラムダ株、そして南米由来のミュー株、これは昨日あたり報道されていますね。二つのかなり強い株が出てきているということです。

余談で恐縮ですが、ギリシャ文字が24文字あるそうなんです。そのうちの半分を使っていると。最後はオメガということになっておりますけども、半分まで来ているということです。

どこまで変異していくかという、先が見えないわけではありますが、そういう点では、繰り返しになりますけども、この検査というのは感染者を早期発見してクラスターを封じ込めるために絶対不可欠であるということでもあります。感染拡大しております今こそ実施すべきではないかということでもあります。

それで具体的に伺いますが、これ先ほども質問があったんで別の資料を使いながら進めていただければいいと思うんですけども、ワクチン未接種の方が多い64歳以下の町民のPCR検査を計画されておりますけども、この64歳以下、つまり40代、50代の方が急激に悪化して亡くなっていますよね。そういう点では本町におきましてもPCR検査について、若年層の方、40代、50代の方たちをピックアップして、早期に発見をし、必要であれば隔離をします。こういうことが求められるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

現在、PCR検査は、感染が疑われる方や濃厚接触者等に対して、保健所の判断において行

われる行政検査、また、院内感染を防ぐための検査が実施されております。陽性者を早期に発見するために、無症状の人をたくさん検査して陽性者を隔離するという考え方は理解できます。しかし、このコロナウイルスは、いつどこで感染するか分からないことから、繰り返しPCR検査を実施しなければならないということになります。このスクリーニング的な検査に関しましては、国、県の動きを注視したいと考えております。

現在、町民の皆様には感染リスクの高い行動を控えるなどの呼びかけに協力をいただいております。その効果が現れつつあるところでございます。引き続き、マスクの着用、小まめな手洗いや消毒、換気など、基本的な感染防止対策をお願いするとともに、ワクチンの接種を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

基本的なスタンスは従来と変わっていない。これは予算上の問題もあるんで、これはこれとして理解できるんだけど、悪化しないうちに、いつかの時点でやっぱり決断は、私は必要だと思うんですよ。

それで、この新型コロナの最もやっかいな特徴は、無症状の人たちから感染が拡大してきているということでありまして。ですから、この無症状を含めた大規模検査がどうしても必要になってくるということで、政府のほうも、感染状況が特に深刻である首都圏とか関西圏におきましては、小中学校の教職員を対象に定期的なPCR検査ができるよう、自治体と調整に既に二、三日前から入っているんですよ。

本町においても、今、小中学校の先生方50名ちょっとでしたかね。やったらどうですか。親御さん、本当に安心しますよ。もう既に9月1日から授業も始まって、みんな相当神経質になっていると。そして、都市部においては、教員がかかっている、これを報告しなかったんで、学校も大変になっていると、こういうことも報道されているわけです。せめて、ある意味でエッセンシャルワーカー的な側面も持つ先生方、ここを先行してやるっちゃうのはできるんじゃないでしょうかね。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

学校の先生方へのPCR検査ということでございますが、まず、国の方針といたしましては、医療従事者、それから基礎疾患のある方、高齢者というふうな形で、優先順位を決めてやっているとございます。65歳以上の集団接種におきまして、ワクチンの残が出た場合に、いろいろな職種の優先順位を決めて、その残でPCR検査を受けるということで、その集団接種で残が出た枠……。あ、PCR検査ですね、すいません。

このPCR検査につきましては、現在のところは医療機関では、無症状の方にはPCR検査はできないということで、これは、国、県の方針、町の方針でやるしかないというふうに思っていますが、PCR検査につきましては現在検討中でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

PCR検査とワクチン接種が同時的に課題として起きていますので、どうしても混乱しがちでありますけども、事情はよく分かります。ぜひとも検討する方向で。いずれそういうのは求められますよ。嫌でもやらなくちゃいけない時期が来ますから、これ、先行してやっというほうがいいと私は思います。

次に、町民の中でも、自分はPCR検査を受けたいんだけど、どこへ行ったらいいんだろうというふうなことを思っている方もいらっしゃると思います。私のところにも来ました。そういう点では、現在は、このPCR検査については、町内の医療機関、喜界徳洲会病院でできると。もちろん行政検査ではないので有償にはなるわけですけども。そういうふうな情報を、やっぱり町民に提供すべき時期に来ているんじゃないかということですね。

その場合、町民は、率直に言って、行政検査と一般検査の区別がなかなかつかないと思うんですよ。その区別と、一般検査をした場合これだけかかるという費用も案内しつつ、周知を図ったらいかがかと思いますが、どうでしょう。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

現在、PCR検査は感染が疑われる方、医療機関に来て発熱等でPCR検査を受けるという方々、それから濃厚接触者等に対して保健所の判断において行われる行政検査、また、院内感染を防ぐため医療機関での検査が実施されているということでございます。

現在、検査機の導入により、当該医療機関での検査が可能になっており、検査時間が大幅に短縮され、15分ほどで結果が判明するようになっております。

しかしながら、検査には感染を外に漏らさないよう慎重な取扱いが求められるということや、人的資源等が不足しているのが現状だということで、そのため、現在無症状者が感染確認のためにPCR検査を受検できる体制までには至っておりません。

PCR検査体制の拡充につきましては、今後、医療機関とも連携しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

去年の12月下旬に、このPCR検査の機械を県の予算で徳洲会病院に入れてもらって、そして、この間数字も出ておりますけども、相当の方がPCR検査を受けていますよね。頂いている資料ですと、4月から7月で735名の方が受けていると。そして、それ以外の行政検査以外でも267名。これ自体が非常にパンク状態で、徳洲会のほうとしてはもう1台このPCR検査、24件対応できるのかな、これを用意するというので準備を進めているかと聞いておりますが、それでもまだ町民に対しては、PCR検査できますよという情報が提示できないということで

すか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

無症状者のPCR検査、自費でのPCR検査ということですが、これは医療機関とも今相談をしながら、マンパワー不足等、そういうことを確保しながら、できるような形で検討しているというふうに御理解願えればと思います。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひ実現できるように検討をお願いしたいと思います。

次に進みます。

質問要旨の7番の水際対策でありますけども、先ほど、これは米田議員も質問したんですけども、資料が配られていますよね。7番の水際対策の4月から7月までの数値、空港、港、それぞれ検温すると、発熱者、発熱する人は空港で5名というデータを頂いているわけですけども。ところが、今回8月11日に感染が確認されたわけですよね。その方が、もちろん固有名詞とかいう客観情報は要らないんですけども、すり抜けて町内に入ってきているちゅうことになりますね。それとも、8月1日から8月10日までの間に、何らかの異変が空港とか港であったんですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

喜界空港での到着時に、37度5分以上の発熱者は、こちらのほうでチェックをいたしまして、もし37度5分以上の発熱があった場合には、改めて電話で体調の確認を行い、必要な場合は、相談センターや病院への受診を勧めているということは、これまでも変わらないところでございます。

その8月1日から11日までの間に異変があったかということでございますけれども、症状が悪くなるケース等、そういうものは出ておりません。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

喜界島に入るには飛行機か船しかないわけで、そして11日以降、続々と爆発的な感染に至ったということです。これは何らかの形ですり抜けて入ってきたというふうに考えるのが自然でしょうね。そういう点で、やはり御本人が自覚しない無症状者であった可能性がある。体温が上がらない、健康であると。こういうことではすり抜けちゃいますよね。対策を何か考える必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

このコロナウイルスというのは、発症2日前から感染をするということも言われております。本当に無症状である方が近くにいる方に移してしまうところが厄介なところでございますけれども、水際対策にも限界があるというふうには思っております。国のように検疫とか2週間の待機とか、そういうことができればある程度は防げるとは思いますけれども、なかなか今のところは、その時点での検温とか、そういうことでしか対応ができてないというところになりますので、先ほども申し上げました、空港出発前にPCR検査をしていただくとか、そういうところでは今のところは対応できないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

やはり大変な状況で、本人の自覚がなければ、それぞれ空港、港ではパスをしてしまうと。こういうのが現状としてありますので、相当な注意とか町民への呼びかけが必要なのかもしれませんね。

関連しまして②ですけれども、空港の手荷物受け取り、ほかの議員も質問されるようでありますけれども、喜界町はコンパクトで非常にかわいらしい空港だということ、それ自体話題となっているんですけども、これ、荷物の受取台がですね、その周辺に非常に密集してて、周りではもう1メートルの距離を取るのとはとてもできないと、こういう状況に今ありますよね。ですから、そこでの飛沫感染だとか、今これから話題になるであろうエアロゾル感染と言われる部分で広がる。こういう可能性は前から指摘されているわけです。これについては改善できないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

良岡議員の空港手荷物の受取所で密になっているという御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、手荷物引渡カウンターが狭過ぎるがゆえに、密の状況が生じているのが現状でございます。町といたしましても、これまで事態改善に向け、関係機関と協議を進めておりますけれども、現状では打開案を見い出せてない状況でございます。

引き続き、関係機関との協議の場を設け、改善に取り組んでまいりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

この新型コロナとの闘いというのは、やはり長期戦になるだろうと思うんですよ。我々も去年の1月、2月の段階で、今もこのコロナ問題を議論しているとは、とても想定してなかったわけけれども、最近の様々な科学的な知見を積み重ねていけば、そう簡単に治らないと。その変異株に対してどう闘っていくかちゅうのがこれから求められている点では、やはり相手の

あることなんで、すぐは無理かもしれませんが、そういう島の中でも危険な密になっている場所、これを一つずつ潰していくという方向での努力を引き続きお願いしたいと思います。

次に移りますが、質問要旨の8番です。

高齢者施設スタッフの抗原検査の進捗は今どうなってますか。これは今年の5月に国が言って、そして6月に質問して、集約中だという話だったんだよね。お願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

高齢者施設への抗原検査キットの配付につきましては、国が発送の準備を進めているとのことでしたが、有料老人ホームひまわり園と小規模多機能ホーム十五夜には既に届いているということです。グループホームがじゅまるへは9月の8日に届くということを知っております。特別養護老人ホームオアシスケア喜界にも近く届くと思われま。

現在のところ、抗原検査キットの使用はないということで聞いております。

以上です。

○8番（良岡理一郎君）

尻が、ケツが聞こえなかった。抗原検査キットの何が無い。

○保健福祉課長（吉行 進君）

抗原検査キットの使用ですね。

○8番（良岡理一郎君）

使用。

○保健福祉課長（吉行 進君）

使用。県のほうから送られてきた抗原検査キットを……。

○8番（良岡理一郎君）

まだ使っていないの。

○保健福祉課長（吉行 進君）

高齢者介護施設のスタッフの方が使っていないということです。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

そうしますと、これは体調が悪い方が申し出て、そして使うという制度なわけですね。当初は、国のほうも全国でたしか800万件でしたか、これを全国に使うんだということで、各地で手を挙げてくれと、こういうことでやったわけだけども、これはその施設に働いている方たちを検査して、そこで陽性を割り出して早期に潰すという基本的な仕組みではなくて、スタッフのほうから、体調が悪いんだけどもというふうに言ったら、この抗原検査キットを使って検査をして陽性かどうかを調べて、次のステージへ持っていくと、こういう仕組みだということですね。はい、分かりました。

それでもせつかくの検査キットでありますから、ぜひ有効に使っていただいて、早期に発見

をして隔離をするという方向で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

関連して、これは特に質問ちゆうことではありませんが、文科省も公立の小中学校についてはこの検査キットを送るんだと、送るというふうなことを言っていますよね。これから入ってきますけども、恐らく今言ったような仕組みだと思ひますよね。全員やるんじゃないくて、子供たちがちょっと調子悪いというふうに言ったら、これ使ってねという制度ではなかろうかというふうには思われます。参考情報ということで。

次に、ワクチンの接種の問題についてであります。

役場の職員も含めました関係者の皆さんの御尽力によりまして、この高齢者のワクチン接種については、ほぼ順調に計画どおりに進んでいるというふうに理解をしております。実際の集団接種の会場に行きましても、人の動線を十分考えられて、分かりやすさの問題とか、あと職員の皆さんのきめ細やかなこのサポートの問題ね。そして、バスも手配していただいたということで、町民の皆さんから、これについては非常に感謝の声も私のところにも届いております。

ごめんなさい。ペーパーには今月下旬で書いてあるけど、これは8月下旬の間違えで、書いた時点を書いちゃって。この8月下旬からは、12歳から64歳の接種も始まっているわけですが、先ほど若干議論になっておりましたけども、この間のエビデンス、科学的な裏づけ、根拠から言えば、このワクチンについては、発症だとか重症化を防ぐ効果は世界的に共通化されているエビデンスであります。

ところが残念ながら、最近テレビで日夜報道されておりますけども、じゃあ、ワクチン2回打ったから、もうコロナにかからないんだとかということはない。ただ、一部実証もされつつあるということで、やらないよりはやったほうがいいと。そして、人に移さないという問題についても、はっきりしたエビデンスはできてないけども、できつつあるというのが現状ではなかろうかと思ひます。そういう意味では、過大な期待はしないほうがいいということでもあります。

そして何よりも、外国でもスウェーデンなんかは、もうマスクもしないで、どんどんコロナにかかって集団免疫をつければ解決するんだということで実験したところではありましたが、これは大失敗ですね。そして、イギリスやアメリカでもマスクを外したりしておりますが、これもCDCだとか様々な指摘を受けて、マスクをつけ始めていると。こういうことを行ったり来たりしているわけでもあります。

そういう点では従来どおり、言われております手洗いの問題とか3密を避ける問題、最近ではエアロゾル、いわゆる空気感染の一手手前のようなですけども、この可能性も学校現場も含めて一部専門家から指摘もされておりますので、そういう意味では今やっているこういう換気は徹底的にやったほうがいいだろうということです。1日1回でなくて、できるだけ空気を流しておくというふうな対策も指摘はされているということでもあります。

質問ですけども、12歳から64歳未満の接種計画がどうなっているかということで、先ほどの資料も見ていただきながら説明をお願いします。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

12歳以上64歳までの方の接種計画につきましては、8月27日から10月3日までの間の金土日で実施をしております。

対象者数でございます。予約者数が8月26日現在で、全体の接種対象者が……。ちょっとお待ちください。これは最新の情報を上げたいと思います。

○8番（良岡理一郎君）

ちょっと変わってますか。

○保健福祉課長（吉行 進君）

先ほど、土岐議員の答弁でお答えしたとおりでございます。

全体の接種対象者が3,230名、その中で医療従事者等の接種済み者が544名、今回、集団接種対象者が2,686名となっております。予約者数は9月2日現在2,037名で、予約率が75.8%となっております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ここは繰り返しませんけども、ぜひ予約者が、利用が増えるように、私としては、ぜひお願いしたいと思います。

それと質問要旨の10番でありますけども、3回の接種、いわゆるブースター接種と言われる分ですね。これについての町の認識を伺いたい。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチンは、接種することにより発症を予防したり、重症化を予防する効果が期待されていることから、町民の皆様へ積極的な接種を呼びかけているところでございます。ブースター接種は、2回目のワクチン接種を終えた人の免疫をさらに強化するために3回目の接種を行うことですが、政府は現在、いろいろなことを想定して、情報を収集しながら準備をしているということでございますので、国の方針が決定すれば、本町におきましても3回目の接種の準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

引き続き注視をしていくということだろうかと思っております。

次に、質問要旨の11番、これはこの間の、先ほども触れましたけども、町職員の皆様におきましては、このコロナの拡大を防止するために本当に一生懸命やっただけというところで、それは頭が下がるところであります。ともすると、それが行き過ぎて過重労働になったり、特に、過労死ラインと言われております月80時間を超える、こういうふうな実態がない

かどうか。これは霞が関の中央官庁でも今大きな問題になっておりまして、このコロナ対策を中心として大変な状況にもなっていると。そして、地方自治体におきまして、過労死時間を超える、こういう人たちが何名も出ているという状況であります、本町はどうなっていますでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、職員は通常業務に加えて新型コロナウイルス感染症対策に懸命に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの過重労働、80時間を超える過労死ラインについてでございますが、今のところコロナ対応で過重労働に当たる職員はおりません。また、その防止策として事前のチェック機能というのがございます。職員が時間外に勤務をする場合には、超勤命令という形で決裁を受けることになっております。その決裁の段階で、80時間ではなく45時間を超えそうな段階で、我々総務課のほうで把握ができます。そこで担当課長と我々のほうで調整をしながら、業務の負担の軽減とか、そういう対策を協議して実施するような形になっております。

また、仮にその80時間を超えた場合には、産業医との面談を行うようになっておりますし、メンタルヘルス相談等の体制も整えているところでございます。しかしながら、その時間的には大丈夫でも現在疲弊している職員もいますので、内面のケアにも十分注意をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

引き続き十分の配慮をお願いしたいと思います。

質問の12番ですけども、診療所の運営については日々報告されておりますが、これはコロナの中でどういうふうにするつもりですか。全くコロナには使わないんですか。私はもっとこの診療所について、しっかりとこのコロナ禍の中でどういう役割を果たすのかという点を議論して、使うべきだと思うんですよ。これは私だけじゃなくて、役場の職員の古くから知っている方、そして町内で医療活動をやられていた医師の方からも間接的に御意見をいただいております。いかがですか。

○議長（榮 哲治君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

町診療所におきましては現在、第1火曜日・水曜日と第2・第4日曜日から水曜日までの月10日間、開院をしております。

医療機関が2か所しかない本町におきまして、町診療所は可能な開院日数の中ですが、患者

を分散し、他医院の負担を軽減する役割を担っているというふうに考えております。

コロナ禍におきまして、かかりつけ医として患者へのワクチンの個別接種を実施しており、集団接種の負担軽減も図られているところでございます。

多くの患者を診療できることにこしたことはありませんが、医師の確保に苦慮しているという現状もございます。今後もこの体制で運営しながら、新型コロナウイルスへの対応も検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

持ち時間がちょっと少なくなってまいりましたが、自然災害対策については、この間の点検的な進捗を伺います。

集落の公民館の内トイレの問題、雨戸の問題、この予算と財源、工事がいつ終わるのかについてお願いしたいんですが、時間の関係で、次のハザードマップにおける海拔表示の問題が今どうなっているか。あと、特に役場庁舎で生じる問題と町営住宅、ここら辺はどうなっているかをまとめて答弁いただけますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。ハザードマップ。

○総務課長（吉沢伸一君）

お答えいたします。

まず、公民館の雨戸関係のほうからですが、全集落、対象施設ということで、現在37施設を一応対象としてはおります。一応その調査段階で外れる施設が、既にほかの事業で実施済みの箇所が1か所、阿伝公民館、それから、構造的な問題で設置が難しい施設、それが湾公民館、赤連公民館、2か所あります。それら三つを除いた34施設が対象となっております。財源につきましてはコロナ交付金、それから奄振予算を活用しております。

今申し上げましたように調査が終わっております、今設計作業が行われております。設計作業が済み次第、来月には着工の予定でございます。終了につきましては、ほとんどが年度内に完了する予定ということでございます。

それから、ハザードマップですけれども、設置箇所、特に公共施設、役場、学校、公民館等の避難施設周辺を中心に、それから、各集落単位で数か所ありまして、全体で町内一円に98か所を設置しております。

よろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

残り時間があと1分になりましたので、最後になりますけれども、共同納骨堂は一定進んでいるかに思います。進捗をちょっと教えていただけますか。

○議長（榮 哲治君）

町民税務課長、富 充弘君。

○町民税務課長（富 充弘君）

共同納骨堂についてお答えをいたします。

まず、第1回の検討委員会を8月2日に行っております。委員のほうは、議会より総務文教委員長、それから区長会より3名、これは各中学校区の代表でございます。それから長寿会、民生委員・児童委員、地域女性団体連絡協議会、社会福祉協議会の各会長、それから、宗教法人浄真寺の僧侶の方と副町長の計10名となっております。

第1回の委員会では、以前に行いましたアンケートの調査結果についての報告、また、集落の墓地の状況とか郡内の事例についての説明、意見交換をいたしました。

会議のメンバーでは、宇検村の納骨堂を視察された方もいらっしゃいましたので、その概要についてもちょっと説明をさせていただきました。

第1回の委員会でしたので、自由な意見を述べていただきました。今後は、実際納骨堂を見たことがないという方がほとんどでしたので、浄真寺のほうの納骨堂を視察することになっておりましたけれども、コロナの関係で今ちょっと延期をしております。その影響を見ながら日程をまた調整して、第2回を開催したいと思っております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

良岡理一郎君。

○8番（良岡理一郎君）

ぜひ実現に向けてよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（榮 哲治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

コロナ支援対策についてほか2件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

○3番（生島常範君）

町民の皆様、議場の皆様、うがみせーら。お疲れさまです。無所属新人議の生島常範です。今回4回目の一般質問となります。今回も、町民の皆様からいただいた声を行政に届けたいと思います。

マスクを取って質問させていただきます。

まず、質問に入る前に、8月中旬以降、町内で感染拡大している新型コロナウイルスですが、

昨日、隈崎町長から、現在3名の方が島外の病院で療養され、2名の方が島内の病院で入院療養中、そして自宅待機者は16名、既に66名の方が自宅待機解除との報告がありました。

療養中の皆様方の一日も早い御回復と待機中の御家族へのお見舞いを申し上げるとともに、日夜大変な状況の中で対応に当たっている医療従事者の皆様、そしてまた支援してくださっている行政職員の皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告書に沿って質問いたしますが、状況が日に日に変わっております。数字もしくは新しい情報など最新のものをもって質問したいと思っております。

また、午前中、3名の議員が同じ分野の質問をしておりますので、私はそれに関連したこともちょっと含めて質問させてもらいたいと思います。御了承ください。

約8か月間、本町では新型コロナウイルス感染が確認されませんでした。8月中旬以降の感染確認後、半月余りの間に80名余りまで感染が拡大し、島の医療をはじめ、経済、町民の生活にも大きな不安を与えております。まさに危機的状況になっていると思います。

その中であって、鹿児島県はいち早く8月15日に、飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けた飲食店等に営業時間短縮要請を出して、応じていただいた事業所には協力金を支給すると発表し、9月1日から役場庁舎内でも専門員による相談窓口を設け、町民の相談に応じ対応しております。安堵しているところでございます。

しかし、町内には、この感染拡大、予防により、仕事がなくなった方や、濃厚接触者であるために自宅待機などで仕事や収入がなくなった方もいます。相談窓口では、個人の方々へも対応してくれているとのことですが、町独自でも新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金や、まさに今は災害時同様の状況ですので、財政調整基金などを活用し、生活に困っているの方々へ現金支給したり、あと税金等の納入期限の延長・猶予などの措置を検討してお知らせする必要があると思うんですけれども、その辺のところはどうなっているんですか、状況を教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

お答えいたします。

8月17日付の議会からの新型コロナウイルス対策に係る要望書にありました、新型コロナウイルス感染拡大による休業要請の影響等で収入の減少に見舞われた方への相談窓口設置、または、町単独などの支援を早急を実施することの御要望に対して回答したとおり、時短要請に関連する相談窓口を設けて対応しております。今、議員御案内のとおりでございます。そこは、主に事業主の方が対象となろうかと思いますが、それに関連する生活困窮者の相談についても、担当課につないで対応できる体制を整えております。

議員お尋ねの税金の猶予措置につきましては、昨年度から対応しております。詳細につきましては、この後、税対策監のほうから答弁をいたします。それから、公共料金の猶予措置につきましても、同じく昨年度より対応をしているところでございます。それから、その他の支援策も各担当課で実施しております。今、お話にありました財源につきましては、コロナ交付金、それから一般財源ですが、基本的には国、県の支援策、そこから漏れるところを町単独事

業というスタンスで実施をしております。

今後も基本的にはそういった形で進めていきますが、午前中の米田議員の御質問に対しての企画観光課長の答弁のとおり、従業員など個人向けの支援策につきましては、個々の状況に応じた対応となりますので、相談窓口の設置に現在動いているところでございます。そういった方々の中でも、現行の各種支援制度で対応できる場合もあろうかと思っておりますので、まずは御相談をいただき、相談会での御意見等を参考にして、状況に応じて、必要があれば追加の支援策も含めて柔軟に対応をまいります。

○議長（榮 哲治君）

税対策監、岩松利和君。

○税対策監（岩松利和君）

私どもの税金等納入期限の延長等措置についての質問にお答えいたします。

町民税務課では、地方税法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対し、一定の要件を満たす場合に限り、徴収猶予制度や国民健康保険税の減免制度、中小事業者が所有する資産に係る固定資産税の軽減措置等を講じております。既に、何名かの納税義務者の方が前述の制度に申請を行い適用されておりますが、引き続き、広報紙や町ホームページ等を通して周知を図ってまいりたいと思っております。

なお、今後の感染拡大の状況や納税相談の件数いかにによっては、税条例に基づいて納期限の延長も検討せざるを得ないと考えております。

自分が制度に該当するか否か確認されたい方は、まずは遠慮なく御相談いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

実は私も複数の方々から声を受けまして、私自身、総務省や厚生労働省、町のホームページなども当たってみました。そして、先週、担当課の方々にもお話を聞いてきました。厚労省とか国のほうでもそういった措置があるんです。ところが、中には令和2年の3月までとか令和3年の3月末までとか、そういったふうになっていて、結局去年のままになっているのがありまして、それを担当の方に伺ったら、「実はこれ、継続されているんです」と。よくあることなんですけども、特に継続しますよと言わないで、そのままその制度が継続されているものがよくありますということでした。それも含めて、いろんな部署に伺ったところ、今、岩松課長のほうからおっしゃったいろんな猶予措置、あと減免措置などもあります。国保税の減免、減額、そういったこともあるんですね。そして、町営住宅の家賃の支払い猶予、そういったこともあるということでした。

ところが、今、おっしゃったみたいに、何名の方かは相談に来ているとおっしゃいましたけども、こういった情報は行政無線でも流れてないですね。メールでも流れてませんでした。ホームページにあります、広報紙とおっしゃいましたけども、1か月に1回でございます。

8月の中旬に感染が拡大してから、いわゆる経済が止まってしまったような状態になってい

ます。今、それこそ2週間前ぐらいから、今が一番大変なわけですね。この時期に必要な情報を必要な人たちに届けられるような、そういったことができないかと思うわけなんです。つまりは、一番スピーディーで、早くて正確、多くの方に聞いてもらえるのは、知ってもらえるのは、やっぱり行政無線での案内ではないかと思います。

今、9月1日から始まっている時短要請に応じてくださった事業所への相談窓口も始まっていますけども、これは、まあ事業所の方々は知っているかもしれませんが、個人の相談にも応じますということですけども、そういったこともほとんどの町民が知らないと思います。その辺はもっと丁寧に伝えていただいたほうがいいんじゃないかと私は思います。

そして、一言。今、課長のほうからありましたけども、どんなことでもいいですから、気軽に担当窓口にご相談くださいと、そんな一言を添えていただくことによって、町民は安心をするし、「じゃあ、どんなことでもいいんだな」「じゃあ、ちょっと相談してみよう」という気になるんじゃないかと思います。

先ほど、私は車に乗っていきまして、ラジオをつけましたら、鹿児島県の広報がちょうどありました。コロナ感染に関する様々な相談窓口を設置しましたと。しかも、外国語、4か国語で対応しますと。電話番号はどこどこですと。そんな案内をしていました。それを聞くだけでも何か、そういった行政も寄り添ってくれているんだなというふうに思って、県民も安心すると思います。

そういったことを喜界町もどんどん発信して、どんな小さなことでもいいですから、相談してくださいというふうに一言声かけをしていったほうがいいと思いますけども、そういったことを検討していただだけませんか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、そういった支援策について、町民の皆様への細かい周知についての御質問だと思いますが、担当課長からもありましたけども、広報紙とかホームページでは周知をしております。おっしゃった防災無線で、このタイミングでというお話です。それはなるほどと思います。今回、特に、まず防災無線で優先してきたのが、そういった感染状況の報告と誹謗中傷に関して、そこにちょっと重点を置いてお知らせをしてきたところです。

議員おっしゃるように、そういった支援策についても、これから、その場でというか、そのタイミングで周知ができるように、またその辺は改めていきたいと思っています。

それから、午前中に土岐議員のほうからもそういったアナログ的な伝え方ということもありましたけれども、先ほど申し上げました相談窓口の中で、個々のそういった状況をしっかりと把握をして、また、それで制度設計ができれば、そのタイミングでまた皆さんのほうにお知らせができればと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、時代はデジタル化が進んではいまいますが、果たして喜界町民の中で、どれぐらいの方々が、日々喜界町のホームページをチェックしているのか。ほとんどはスマホだと思いますけど、スマホで情報を得て、さらにまた、PDFを開いて細かい字を見ることが、果たしてどれぐらいの方々ができているのかと。それを考えるときには、私はまだまだそういった状況ではないと思います。まだそこまで慣れてない方々、高齢者の方々が多いわけですから、そういった方々のことも忘れないで支援するといった姿勢は持つ必要があるんじゃないかと思っております。ラジオはありませんけども、喜界町民が一番期待しているのは、やっぱりスピーカーなのが行政無線だと思いますね。そして、行政への相談事、気軽に御相談くださいと、それをぜひ一言添えてお願いしたいと思っております。

それに関連しましてですけども、総務課長のほうもおっしゃいましたが、私はこの感染した方々は、あの文言では触れていませんけども、この前じかにお話ししましたように、感染した方々も、それによって家計が大変な方もいらっしゃると思います。それは個別に相談が来ているかと思っておりますけども、そういったところにも、ちゃんと早急に手だてができるような、そんな相談窓口を早急に設置していただきたいと思っております。

これで一つの質問を終わらせて、次に移ります。

感染された方々のほとんどが、幸いにも軽症で自宅療養中との説明がありましたが、家庭内感染が今後拡大し、中等症、重症化して、もう島外搬送された方もいらっしゃいます。そういったのに備えて、町の施設である、具体的には診療所などを活用して、安心してこの隔離療養ができるようにできないかという、そんな声が町民からありました。もう考えていると思います。朝もありましたけども、医師会や、最後のとりでとも言える自衛隊の衛生班、これは医療チームですけども、にも要請を今後していく必要があるんじゃないかと思っております。

確かに自衛隊に関しては県知事が要請するものであります。しかし、県知事に要望するのは、各市町村の長でも要望できるわけでございます。特に喜界島の場合は、医療の現状、逼迫した状況と搬送の状況がありますので、そういったことも一つの方策として。今回はこれで収まってくれると思っておりますけども、今後いつまた発生するか分かりませんから、今後に向けても検討してはいかがかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

今、議員がおっしゃられました自宅待機関係だったと思うんですけども、先ほどの良岡議員にもお答えしたんですが、その中で、今、言われました自衛隊の衛生班の要請とか、そういったものもできないかというようなお問合せですけども、今、議員御自分でもおっしゃられましたが、これは自衛隊法の災害派遣等の法律に基づく、これは県知事の要請ということであると思います。この要請が出るときには、今の状態ではなく、本当に医療崩壊が始まったと、お医者さんもないというような状況の中での要請になろうかと思うんですが、今現在はそこまではいってないということで、ぜひそこまでいかないような対策を、先ほども良岡議員にもお答えしましたけども、私たちはそれをしなきゃいけないと。

最悪の場合も、じゃあ考えてないのかというお問合せかも知れませんが、そのときはそのとき、知事とですね、県と一緒に、そういった要請も必要になろうかとは思いますが、今の段階ではそこまで、実は考えたくないというんですかね。やはり自宅待機をできるだけなくして、宿泊療養のほうにもできるだけ力を入れて、県と相談をしながらやっていくと。自衛隊云々というところまでは、そのイメージはしたくないなというのが本音でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

これを考えたのは2週間前ぐらいですので、その時点は、喜界町内では病院での受入れできませんでした。その後3名できて、最大で5名までは受入れできるんですかね。そして、宿泊施設についても今、県が努力して調整中だということで、明るい兆しが見えつつあるんですが、まあ、その時点はそれがなかった時点でございます。それこそもう、これ危機的な状況でないかと思ってですね。そういったことが町民の方からありました。

特に喜界島には、日本全国に二つしかない自衛隊の通信基地がございます。隊員の皆様は徹底した自己管理をしていますから感染することはないんでしょうけども、家族がいらっしゃいます。家族の皆様は我々と一緒にいろんな活動したりします。学校行ったりとか、いろんな活動をしております。ですから、もしもに備えてです。

その当時は軽症が多くて自宅療養でしたけども、軽症で済むような、そういった体制が島で取れない状況だったと思っていますので、そのときに、診療所という施設がある。その診療所も今、入院の病室は使ってないので、あそこはまず使えないとか、考えるのは当然だと思います。

自衛隊とは本当に最後のとりででございます。そうならないことを願っていますけども、そういったこともぜひ考えた上で、危機感を持って、これからもまた対応に当たっていただきたいと思っています。

これに関してはこれで終わります。

次です。避難所整備の進捗状況についてお尋ねします。

9月になりました、台風シーズンになりました。今年は、今日現在、本町に多大な影響を与えるような台風は発生しておりません。フェリーが1週間ぐらい来なかったということはありません。被害が出るようなことはありません。安堵しているところです。しかし、今後9月、10月は日本に接近する秋台風の発生がとても心配です。

特に昨年の9月、超大型台風が接近して、皆さん、約1,000人近い方々が避難した経験がございます。そこで、昨年12月と今年の3月議会でも要望した各集落の避難所の窓枠設置や内トイレの改修工事と、その進捗を気にする町民の声が多く聞かれました。

午前中、良岡議員も同じ質問をしましたので、もう簡単に言いますけども、先ほどの話では今月から発注で年内には完了ということですけど、今現在、完了したところはないということではよろしいでしょうか。総務課長、お願いします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

午前中の良岡議員の御質問の中で、少し時間のない中でしたので、これまでの経緯とかそういったところが説明できませんでしたから、そこも併せて、ちょっと説明させていただきます。

御案内のとおり、コロナ禍における昨年の台風10号の際の避難所の状況を鑑みて、避難所の分散化の観点から各集落公民館の機能強化を図る目的で、各集落公民館の雨戸、内トイレの改修工事を行うものでございます。

当初は避難実績のある施設からということを進めておりましたけれども、予算のほうで確保できませんでしたので、午前中もありましたが、全集落、公民館等の全集会施設37施設について調査を進めました。そのうち構造的な問題で設置が難しい施設や、既に事業で実施している施設3か所を除いた34施設を対象施設として、現在、各施設の状況調査を終え、設計の段階に入っております。それで、御質問の今工事が完了している施設はございません。設計作業が済み次第、来月から着工をする予定でございます。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今現在ないと。すいません、今月と言いましたけど、来月から着工開始ということですね。来月着工開始で年度内に終わる予定と。37施設、しかし、阿伝はもう前回は済んでいると。湾と赤連は構造上困難ということでした。じゃあ、湾と赤連に関してはどのようにされるのかということと、あともう一つは、既に内トイレ化されているということによろしかったですかね。内トイレ化されているので、もうこれは必要ないということによかったですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

湾と赤連の構造上の問題ということでありましたけれども、特に湾・赤連地区につきましては、公共施設のほうで避難所が充実をしております。先ほども避難実績のある場所を最初は優先的に考えていたと。そこで地区的なバランスも考えながらということが当初ありました。今、申し上げたとおり、湾・赤連地区につきましては、湾・赤連地区の公共の施設を利用させていただくということで考えております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

それで、先ほど、対象の公民館数が37施設とおっしゃいました。集落は37ですよ、集落は全部37ございますね。では、例えば集落の公民館以外に、生活館とか地区振興センターとかそういったところもありますけども、そこは数に入っていないと思うんですが、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

場所によって公民館とか生活館とか、そういった呼び方が違うところはあると思います。そこで、あえて集会施設等という形で説明をさせていただいたつもりです。今おっしゃる地区センターにつきましては、上嘉鉄地区になるかと思うんですけども、そこは三つの集落にそれぞれ公民館がございますので、その公民館を対象としております。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

確かに上嘉鉄と、あと早町、志戸桶にもありますね、生活館とか。ということは、そういったところは、その工事に含まれないということですか。例えば志戸桶も東部、南部二つ公民館があって、さらにまた生活館ってありますよね。上嘉鉄は西にも東にも三つ集落公民館があって、さらにまた地区センターとありますけど、そういったのはもう工事対象に含まないということ考えていますか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

志戸桶地区は構造改善センターになるかと思いますが、そこは対象に入っておりません。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

志戸桶は入ってない。上嘉鉄とあと早町もあるんじゃないですかね。志戸桶は入ってないということよろしいですか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

すいません。ちょっと私の説明が不足しているのか分かりませんが、各地区の集会施設、そこは公民館とか地区センターとか生活館とか、呼び方はそれぞれあるかと思います。各集落単位にある施設を対象としております。多分そういったのは校区で考えたら分かりやすいのかなと思うんですけども、今おっしゃった志戸桶については、志戸桶の南部と東部に公民館があります。そこは対象になります。今、私が申し上げました構造改善センター、そこは志戸桶校区としての多分考え方としていただければよろしいかと思うんですけども。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

ちょっと私もびっくりしたんですけども、当初はこの時期に、集落公民館は小さいですので、上嘉鉄でいうと三つありますけども、密になる。そんなに大きな集会場ではございません。高齢者も多いです。そこで、地区センター、もちろん上嘉鉄だけのものではなくて、手久津久、浦原も含まれております。広いです。部屋も三つ、大ホールと部屋が二つありますので。私は思うんですけど、そういった地区センターとか、構造センターとか、いろいろ名称があると思

いますけど、集落の公民館以外というところも、現に昨年では避難の実績もあるわけですから。上嘉鉄の地区センターにおいては、何十人の方も避難をしております。そのサッシのガラスが割れてるんですね。そんなこともあります。まだ向こうは内側にトイレもあって。もし今年ですよ、ないことを祈りますけども、もし台風があつて避難しなきゃならないときには、この3集落の公民館では避難できないんですね、外にしかトイレないもんですから。来年以降はできるんでしょうけども。そして、狭い。そういったこともあります。

ぜひこの校区単位、旧校区単位で利用できる地区センターとか、農村構造センターですかね、すいません、名称はいろいろあると思うんですけども、そういったところまで対象を広げて考えてもらうことはできませんか。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

この雨戸とトイレの改修につきましては、先ほど御案内しているとおおり、コロナ交付金を活用させていただいております。事業実施は一応今年度が事業期限となっております。その中で、公民館に雨戸対策をすることで、100%そういった台風に対する不安とかが払拭できるとは思っておりません。あくまでも分散避難の選択の一つだと思っていただきたいと思います。できれば、大きな公共施設もございますけれども、昨年も申し上げましたけれども、分散避難、友人知人宅、それから自宅で難を逃れる。そういった考え方もやはり皆さんにもちょっと考えていただきたいと思います。

それから、上嘉鉄地区センターにつきましては、奄振事業で一応対象候補には上がったと思います。これが何年度という話は今できませんけれども、一応検討のテーブルには乗っているということをお聞かせしております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、課長おっしゃったように分散避難ですね。知人宅も含めて、できるだけ密にならない、分散する。その意味からも、避難所としての機能を果たせる施設は大いに活用すべきだと思いますので、ぜひこの地区センターとか生活館とか、そういったところまで広げていただきたいと思います。大体そういったところはもう内トイレはできています。あと窓枠だけですよ。ですから、費用的にもそんなにはかからないんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺を検討していただければと思っております。

それでは、最後になりますけども、公園管理の全体的な見直しの進捗状況についてお尋ねします。

去る3月議会で、志戸桶沖名泊の公衆トイレをはじめ、島内の公園の中にあるトイレの問題を取り上げました。そうしたところ、全体的に計画を練り直すということでありました。その中で、また、多くの町民の方々から、空港臨海公園内にあるトイレについての要望が私のところにも届きました。

高齢者を中心にしたグラウンドゴルフが大人気でございます。300人以上も参加する大会が開催される中、日頃から同公園で練習する方々が多いのですが、トイレは1か所のみです。女性用のトイレは、同時に2人しか使えません。愛好家には高齢の女性が多く、女子トイレの前には列ができるほどでございます。

休憩所を兼ねたトイレを計画していると聞いていますが、どのような内容で、いつ頃実施できるのか。また、仮設のトイレの設置の可能性も含めて見解をお聞かせください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

生島議員の公園管理、空港臨海公園におけるトイレについての御質問にお答えさせていただきます。

現在、実施しております空港臨海公園改修計画におきまして、スギラビーチと連携した空間の再生及び施設の撤去、更新を行い、空間の利用形態を明確にすることにより、町民、観光客等が安全安心に利用できるようにする、そういったことを基本方針といたしまして、九つのゾーニング設定、いわゆる区域の設定、それから4か所のトイレの設置を想定しております。

なお、実施時期についての御質問ですけれども、企画観光課におきましては、令和5年から令和9年の事業実施計画としておりますけれども、これはあくまでも計画であります。その時々々の社会情勢や財政状況によって変更もあり得るということをお理解ください。

また、仮設トイレの設置につきましては、利用状況等を考慮し、大会主催者とも協議をしながら、その必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、御答弁の中に、トイレの4か所の設置を考えていると、予定していると。令和5年度から令和9年度にかけて設置を予定していると。2年後からということですね。今は計画中ということですね。はい。

仮設トイレに関しては、その多い時期に、多い日にスポットで検討したらどうかということですが、仮設トイレというのは、町のほうでそういった設置、撤去とか、すぐできるような体制にあるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

先ほど答弁も差し上げましたけれども、必要に応じまして、大会の主催者とも協議をした上で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

今、お手元に、こういった資料を昨夜作ったんですけども、皆さんに届けました。これは臨海公園の中の多目的公園ですね、あそこはグラウンドゴルフ場専用の会場ではなくて、多目的公園なんですけども、そこをグラウンドゴルフが人気なために予約制にしているということで、予約管理をしているところがありました。これはガーデンゴルフの事務所で受け付けているんですけども、そこで頂いた資料でございます。それを、表の面は、私が集計しました。昨年の4月から、いわゆる令和2年度ですね、4月から今年の3月まで、12か月分、そして、今年の8月までの予約表が入っていました。ありました。8月に関しては、もう途中からコロナの感染がありましたので、予約はしたけどもプレーはしてないという方が多いと思います。

これちょっと見ていただければ、どれぐらいのチームが、団体が利用しているかというのは分かると思います。これ、予約表は、私も初めて知ったんですけども、毎月1日の朝8時から夕方5時半まで受け付けているらしいんですが、並んで、枠に予約するということです。A、B、2コートありまして、2時間単位で受け付けています。

これはチーム名だと思えますけども、1チームという考え方ではなくて、1団体というにわざとしています。と言いますのは、1団体は何チームあるか分からないわけですね。もしくは1団体が、もしくは何人でプレーするかも分からない。そんなことあるもんですから、一応1団体というふうにカウントしております。

こんな感じで、昨年度はこんな大会も催しております。ざっと1,000余りの団体が、延べですけども、利用しているというふうになっています。利用している数というのはちょっと定かではありませんけど、日によっては何百人、少ない日で二、三十人という、そんな感じでしょうかね、でございます。

これを今日提出したのは、利用の状況、こんな感じですよということを共有していただいて、早い時期に、優先順位を上げていただきたいと考えております。この資料は、企画観光課のほうにもあると思えますけども、この利用実績に関してはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

先ほどから答弁させていただいておりますけども、そういった利用状況等も踏まえまして、今、議員御指摘のとおり、私ども所管しております企画観光課のほうでも一応こういった指定管理者のほうから活動利用状況の予約表等も受けております。そういった中で、今後、空港臨海公園の改修事業も踏まえておりますので、そういった中で必要最低限でも4か所必要なのかというところで、そこが本当に必要なのかどうかといったところまで含めまして、今後検討して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

生島常範君。

○3番（生島常範君）

これは、グラウンドゴルフの実績だけですけども、このグラウンドゴルフ以外にあそこは、夏場にはもちろん海水浴の方々とか、そうでなくても年中、お子さんから、お子様連れから若者、いろんな方々が利用するところがございますので、その辺のところも。いわゆる喜界島の顔でございますね、スギラビーチは。ですから、それも十分に検討していただいて優先的に、優先順位を上げていただければと思っております。多くの要望がございますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうも、うふくんで一た。ありがとうございました。

○議長（榮 哲治君）

これで生島常範君の一般質問を終わります。

続いて、新型コロナウイルス感染防止対策について、野間弘也君の発言を許可します。

野間弘也君。

[野間弘也君登壇]

○7番（野間弘也君）

9月議会最後の一般質問になります。よろしくお願ひいたします。

私のほうからも新型コロナウイルス感染防止対策について質問いたします。

日本でコロナウイルスの感染が確認され、およそ1年半が過ぎました。経験したことないウイルス感染拡大に、恐怖と不安を感じてきました。ウイルスの恐怖を感じる中で、感染が収束しかけたと思うとまた感染が拡大し、季節に関係なく感染拡大が起きているのが現実だと認識しております。

これまでの状況を現実と考えますと、この新型コロナウイルスに対しては、長期的な感染予防対策に取り組まなければならないと考えております。先ほど教育長のほうからも、教育関係に対しても長期的な対策をとというお話がありましたけども、長引くような傾向にあると現実思います。その中で感染対策は、国、県をもちろん柱にしながらも、現場を最も知る地方自治体の対応も重要にこれからなってくると思ひます。そのことから伺ひます。

これから来年度予算の編成の検討がされると思ひますが、来年度予算での新型コロナウイルス感染対策費について当局の見解を伺ひます。お願ひいたします。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

お答えいたします。

来年度の予算についての考え方ですが、今、議員のほうからも長期的な展望でというお話もありました。我々、昨年度から新型コロナウイルスに関わる業務、感染防止の観点と影響を受けた方々への支援策等、必要な取組を行ってまいりました。給付金の支給、それから交付金を活用した事業の実施、ワクチン接種業務など初めて経験をすることがほとんどでした。

その中でうまくいったこと、また、改善が必要と感じたことありますので、これまでの経験を生かして必要な施策を反映させること、基本的には、議員もおっしゃいました感染拡大防止対策を徹底しながら、影響を受けている方々への支援策を進めていくところになろうかと思ひ

ますが、時には、町長も午前中、宿泊療養の件で言及されましたが、費用対効果抜きにして緊急時に備えることも必要だと。具体的には、そういった宿泊療養所は公共の施設の確保の必要があるといったことも念頭に置きながら、考えていかなければいけないかなと思っております。

現在、国のほうは令和4年度の当初予算編成の各省庁の概算要求の段階でございますが、既に過去最高の予算規模といった声も聞こえてきます。当然その中には各省庁からコロナ関係予算も含まれてくるとは思いますけれども、今のところは正式な国、県からの大きな動きはこちらのほうへは入ってきておりません。

ただ、日々刻々と状況が変わる中、今後、国、県の新たな方針が示されるかもしれません。財源を確保しつつ、今年度、補正予算も含めて、状況に応じた施策を即座に実施できるように柔軟に対応していかなければいけないと考えているところでございます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

課長のほうから、給付金、これまで行ってきた事業を必要に応じてこれからも対応していくと。そして、感染予防対策に力を入れるとありました。これがやっぱり最も重要になってくると思います。もちろん予算がないと進まないことでもありますし、国、県の動きも注視しながら、私たち議員もアンテナを張りながら、当局と連携を図らないといけないとは思っております。

その中で、感染防止に努めなければならない。今回の感染拡大を教訓に、感染拡大を防ぐ対策に現在も取り組んでいらっしゃると思いますが、今回の感染拡大の状況把握、どうして感染が広がったのか、どういったところで広がったのか。そして、その対応策を検討して、これからはそういうことを踏まえた上で、各業種等への感染防止対策のチェック、または指導というのを定期的に行っていく必要があるのではないかと考えております。正直、8か月間、喜界町で感染が確認されない間、私ももちろん少し緩み、少しどころかもう気の緩みがありました。そういったところもあって感染が広がりました。この教訓を踏まえて、今後は感染を拡大しないという取組を、やっぱり気を抜かずに行っていくためには、チェック体制というのを強く持っていかなければいけないと思っております。

そこで次の質問になりますけれども、そういった対応をしっかりとしていくためには、やっぱり人員をしっかりと確保して対応しないといけない。今、各課単位で対応していらっしゃると思いますが、町長に少しお聞きしたいんですけども、感染症に特化したチーム、または対応室等の検討を、来年度のスタート段階でもいいですけども、設置を考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

私のほうでお答えいたします。

今、議員が御提案の新型コロナウイルスに特化した対策チームや対策室の設置についてでございますが、まず、ほかの通常業務との絡み、それから人員の確保、それから新型コロナウイ

ルス対策の業務は、先ほども申し上げましたが多岐にわたります。そういったことから、一つにまとめるのは現実的に難しいところがあります。実際、昨年からコロナ対応に当たっていますが、今の体制でも各課の役割分担を明確にし、お互いうまく連携を図り、協力体制を築くことができますので、対応はできているものだとの認識をしております。

引き続き、このままの体制で各課それぞれの役割を果たしながら、連携を図り取り組んでいきたいと思いますが、今、議員がおっしゃいましたように、業務を進めていく上で集約したほうが効果的な場合があれば、臨機応変に調整を図ってまいりたいと思います。また、特定の職員にかなり負担がかかっているのも事実ですので、そういった負担や責任の分散化も踏まえて、考えていきたいと思っております。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

私は現場にいない人間なので、偉そうなことは言えませんが、各課で対応できているというお話があるので、それでは対応できているんだろうと思います。しかし、やはりこの新型コロナウイルスというのは、今まで業務にないところを新たに対応していかないといけないということで、課長からありましたが、一定の人に対応の業務が増えているというお話もありましたので、これから会計年度任用職員や地域おこし協力隊、そのほか、そういう感染症に詳しい先生方との連携を図って対応していくというのも一つの策ではないかなと思います。

やっぱり人員がいないと何も進まないと思います。確かに人口減少の中で人員を削減しないといけないというところもありますが、やっぱり必要なところにしっかり人材を充てていくというのは大事なことだと思っております。その点について、いかがお考えか、見解をお願いいたします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

○町長（隈崎悦男君）

お答えします。

野間議員に今いろいろ御提案いただきましたこと、本当にありがとうございます。ただ、この組織の考え方には多々ありまして、今言うように、担当課をつくってやるという方法と、今、総務課長も答弁しましたが、これは多岐にわたる事柄でございますので、一課でできることではなくて、どうしてもやはり各課にまたがってお願いしなきゃいけないというような状態なものですから、そういった今の現状の体制で。

町民が今何を困っているかというときに、先ほども答弁ありましたけれども、今、国や県の施策があって、町独自の条例で減免とか免除、そういったものもある。要するに、全部の課にまたがる仕事がありますので、ただ、その一つの課をつくると、もうあの課がやるんじゃないか、誰かがやるんじゃないかというような一番困った状態になるんで。

組織上、やはり一番必要なのがマンパワーなんです。その課をつくっても、どうしても人が足りないとなってくるんで、今現在の自分の業務をしながら、それをやっていくと。そうする

と自分も、そのコロナウイルスに関してのいろんな知識も入ってくるわけですから、そういったことを踏まえると、町職員全員が一丸となって、そして町民も一丸となって、その感染防止に進んでいくと。そのような体制でやる。やはり今のような体制で。人が足りなくなったときには、今、言われたような、ほかの方に来ていただくとか、そういった方法があるかと思うんですが、私の考えとしては、今の方法でスキルアップしていきたいと。そういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

先ほどからも言いますが、私は現場に正直いけませんので、詳しい中身が分からない中で話をさせてもらいますが、町民の声を聞いた中では、やはり対応が遅いという声もあつたりします。それが人員不足なのか。国、県の動きがありますので、なかなか対応できない部分もあると思います。保健所の管轄で動けない部分もあると思います。ただ、やっぱりまだ町ができることというのがあると思います。そこは町長がリーダーシップを取って、状況を把握して、やっぱり町民が理解できる対策というのをしっかり取らなければ、なかなかこのコロナに対して、町民一丸となって取り組むということができなくなると思います。

当局が柱を立てて、それをやっぱり町民の人に分かってもらって、町民の方々にも協力を得ながら、今回のように感染が広がった場合には、みんなで自粛をしましょうということをして、今収まってきているわけですよ。それをやっぱりリーダーとして、しっかり責任を持って取り組んでいただきたいと思っております。

やっぱり町民の中にまだ不安、不満というのがありますので、そこはぜひ分かっていただきたいと思えます。その中で、現場サイドで尽力されていらっしゃる方を含めて検討されて、足りない場合には人材をしっかり確保して取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、最後の質問に移りますが、空港待合所の問題です。

午前中、吉岡議員からもありましたが、現在の空港の待合所、非常に手荷物受渡所は狭く、密を避けられない現状というのはもう御理解いただいていると思えます。このコロナウイルスというのはやっぱり長期化してくると思えます。大事なことは、感染者が出た場合でも感染を広げないということだと私は思っております、島の玄関である空港、ここで将来的に、さっき午前中にもありましたが、やっぱり検査を受けるということが大事になってくると思えます。

やっぱりなかなか今、病院のほうでも感染の可能性がないと受けられないという現状もありまして、これもまた、病院のほうだけにPCR検査を受けやすい体制をつくるとなると、また、病院側の逼迫にもつながりますし、持ち場持ち場でやれることをやっていきたいと。できることなら……。鹿児島空港にはPCR検査ができるようになりました。本来なら奄美のハブである奄美空港、ここでの整備も必要となりますので、そこはまた議会として議論をしながら、要望できるところは要望していきたいと思っておりますが、町独自でも、今後長期化を見据えたときには、喜界空港で検査が受けられる体制というのは非常に大事になってくると思えます。そのためにも待合所を。今の状況では検査をできる場所を確保することはまず不可能です。です

ので、これから検査体制ができるように、長期化を考えると空港待合所の整備が必要と考えますが、見解を改めてお願いいたしたいと思います。

○議長（榮 哲治君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

野間議員の空港待合所の整備についての御質問にお答えいたします。

吉岡議員の御質問にもお答えしたとおりでございますけれども、現段階では打開案が見いだせないのが現状でございます。ただし、今後、空港管理者の県、それから空港ビル所有者であります株式会社奄美航空、そして運行会社の日本エアコンピューター株式会社、そして町の4者間での協議会等を設置いたしまして、何か問題を置き去りにするのではなく、そういう改善できる方向で協議を進めていく予定にはしておりますので、そこら辺がいつというふうに明確に申し上げられないのがジレンマがあるところなんですけれども、御理解いただければと思います。その際には、また議員の皆様にもぜひ御協力いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

空港待合所の件は以前から、観光に向けた取組としてもやらなければいけないというお話もある中で、財源が難しいとかいろいろありました。ただ、本当ならこの問題というのは業者の持ち物ですので、業者が優先的に動いてくれて、町はそのサポートというか、入るのが本当の筋ではありますけれども、こういった状況でなかなか前に進まないという状況を踏まえて、町のほうも声を上げていただいて、尽力されているのは理解しているつもりでございます。

これから4者間の協議を開いて前に進むように尽力していくということで、ありがたい話なんですけど、この問題は議会も含めてですけども、やっぱりリーダーである町長が強い思いを持って取り組むことも大事になると思いますが、町長はこの件に関して、しっかり強い気持ちで取り組んでいかれる思いなのか伺いたしたいと思います。お願いします。

○議長（榮 哲治君）

町長、隈崎悦男君。

○町長（隈崎悦男君）

野間議員おっしゃるように、本当にこの空港ターミナルの経緯は、私も就任してすぐにでも、すぐにでもと言うか、すぐにちょうどこのコロナ感染が発生したわけですけども、そのときも今の空港では、本当にもう密になるという感じは持っております、すぐ県のほうとか、要望はしておりました。

この空港のターミナルに関しては、先ほど課長のほうからもありましたけれども、これは民間の持ち物ということで、町も財源を入れて、トイレの改修とか、いろいろ行ったんですが、やはり問題の解決にはならなくて。これはもうベテランの議員さんもおられるんで、この過去の経緯というのは分かっているかと思うんですが、令和元年にも生駒議員からも、こういった質問がありました。そもそも何でこういうふうに手狭になったのかということ、これはもうオ

オリンピック前のテロ対策で、人が逆流するというので、飛行機から降りてきたときには、中に入れないという方法を取っているんで、それが一番のネックとなりまして、これを何とか解消できないかとか。これも航空法のいろんな絡みがあるかと思うんですけども、それと併せて、今言うようなターミナルもやっぱり手狭じゃないかということでお話しするんですが、なかなかその運営管理が、その費用がないということで、実は第三セクのほうも、協議、検討した経緯があるようなんですけども、これも立ち消えになって、現在に至っているようです。

でも、私もこの件に関しては早急に何とかしてほしいということで、先月の2日にも、離島懇親会というのがございまして、これは知事も来られて、町の各離島の要望というのを聞いていただいたんですが、そのときも、喜界町の要望として、喜界町空港手荷物引渡所の拡張についてという形で要望を出しております。

「喜界空港に飛行機着陸後、手荷物が飛行機から到着するまでの間、引渡しカウンター前の待合所で乗客に待機していただいておりますが、搭乗可能人数48名に対し、待機場所が約10平米と非常に狭く、肩がぶつかるほど密集して、建物内に入り切らず外で待機することもあります。さらに、雨の日は傘を差して待機いただいております。手荷物を受け取ると、体温確認のため待機所出口が混雑し、手荷物の受渡しもスムーズに行えない状況になります」と。それからいろいろ書いてあるんですが、そういったことを早急に何とか解決していただきたいということで、この施設の管理者、それから建物所有者、地元自治体、これは喜界町なんですが、関係者が多く、大変困難しておりますので早急に何とか御支援いただきたいということで要望は提出してございます。

これは併せてぜひ議員の皆さんも一緒になって、これは県、国に上げるぐらいの気持ちでやらないとなかなか進まないんじゃないかと思っていますんで、こちらのほうから併せて、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（榮 哲治君）

野間弘也君。

○7番（野間弘也君）

町長から強いお言葉をいただきまして、また、一丸となって取り組んでいければと思っております。

やはりこのコロナウイルスは長引く傾向にあります。ただし、やっぱり正しく恐れながら、以前のような生活を少しでも取り戻せるように、100%というのは非常に厳しいと思います。マスクをつけた生活、新しい生活様式に取り組みながらであっても、会える人に会えるとか、経済をしっかり回していく、こういったほうにつなげていくためにも、まず入り口である喜界空港の待合所の整備、これはまず第一優先ではないかなと思いますので、皆さんと力を合わせて頑張っていけたらと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（榮 哲治君）

これで野間弘也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月17日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時30分

令和 3 年第 3 回喜界町議会定例会

令和 3 年 9 月 17 日

(第 3 日)

令和3年第3回喜界町議会定例会

令和3年9月17日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第32号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第33号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第34号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第35号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第36号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第37号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第7 議案第38号 喜界町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第8 議案第39号 喜界町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第40号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第42号 喜界町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第43号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第13 陳情第1号 島外への治療費、検査の為の渡航費に関する陳情について

[決算審査特別委員長報告]

- 日程第14 認定第1号 令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第20 認定第7号 令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第21 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書（案）
- 日程第22 議員派遣の件について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	土岐和貴君	2番	米田信也君
3番	生島常範君	5番	倉橋博都君
6番	榮優太君	7番	野間弘也君
8番	良岡理一郎君	9番	河上弘仁君
10番	幸一美君	11番	生駒弘君
12番	安田英次郎君	13番	榮哲治君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	隈崎悦男君	副町長	金江茂君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
町民税務課長	富充弘君	企画観光課長	中村幸雄君
保健福祉課長	吉行進君	税対策監	岩松利和君
農業振興課長	武藤裕和君	まちづくり課長	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	会計管理者	竹内功君
喜界分署長	徹島一秀君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（榮 哲治君）

おはようございます。早いようでありますが、全員そろっていますので開会します。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第32号 令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第1、議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について議題とします。

初めに、総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

おはようございます。

去る9月2日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は、9月6日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に2億1,527万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億364万3,000円とするものです。

総務課分について、歳入は8ページ、款の10地方特例交付金、項の1地方特例交付金、目の1地方特例交付金77万円の増額は、交付金の確定によるものです。

款の11地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税は普通交付税1億1,446万4,000円の増額。

款の15国庫支出金、項の2国庫補助金、目の5総務費国庫補助金1,874万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。各課事業への充当分です。

9ページ、款の20繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金3,951万8,000円の増額は、前年度繰越金です。

款の22町債、項の1町債、目の3臨時財政対策債は4,973万5,000円の減額です。

歳出について。10ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節12委託料90万6,000円の増額は、冷機整備33万円、輪転機保守料7万9,000円、総合行政情報システム保守委託料49万7,000円です。

目11電算管理費41万3,000円の増額は、総合行政システム機器の無停電装置交換作業委託料です。

目33新型コロナウイルス感染症対策費246万8,000円の増額は、コロナ対応による時間外勤務手当100万円、空港、港における検温作業等業務委託料146万8,000円です。

次に、企画観光課所管分。

歳入は8ページ、款の16県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金111万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症利子補給補助金。奄美群島広域組合で実施される事業です。中小企業の経営安定化を図るために借り入れた資金に対する利子補給をするものです。対象資金は設備資金または運転資金。貸付金額上限が4,000万円。利子補給率が年2%以内。措置期間が最大3年間です。今後のスケジュールは10月上旬に事業開始の見込みです。

9ページ、款の18寄附金、項の1寄附金、目の2ふるさと寄附金3,204万6,000円の増額です。歳出について。10ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の24ふるさと寄附金事業3,204万6,000円の増額は、ふるさと寄附金の増に伴い、需用費返礼品1,600万、通信費800万、手数料20万、広告料200万、代理納付手数料73万6,000円、サイト使用料511万増額するものです。

16ページ、款の5農林水産業費、項の1農業費、目の16加工販売施設運営費189万円の増額は、修繕料18万3,000円、誘導灯9台設置、施設点検委託料で170万7,000円です。

17ページ、款の6商工費、項の1商工費、目の1商工業振興事業費485万4,000円の増額は、委託料300万、夏祭りの代替イベントとして300万円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業として185万4,000円です。

目2観光費50万8,000円の増額は、観光振興計画策定委員報酬26万円、平家上陸の碑改修等で原材料費24万8,000円です。

町民税務課分について。

歳入はありません。

歳出について。10ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の8支所費113万6,000円の増額は、掲揚ポール91万3,000円、ブラインド16万7,000円、雨戸5万6,000円です。

11ページ、項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費13万2,000円の増額は、印鑑登録カード1,000枚分です。

14ページ、款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2火葬場費240万3,000円の増額は、シロアリ被害による窓枠等の修理として225万5,000円、シロアリ駆除手数料として14万8,000円です。

目の3環境衛生施設費156万円の増額は、屠畜場の天井剥離等の修繕料です。

款の4衛生費、項の2清掃費、目の1じんかい処理費2,379万1,000円の増額は、クリーンセンターの受付増員による報酬209万3,000円、職員手当110万8,000円、粗大ごみ置場分別等の重機借り上げ料2,049万円です。

目の3廃棄物処理施設整備費3,540万4,000円は土地購入費です。土地3筆、面積2万9,259平米、平米単価1,210円です。

教育委員会事務局所管分について。

歳入は8ページ、款の15国庫支出金、目の4教育費国庫補助金40万5,000円の増額は、小学校費補助金44万5,000円、中学校費補助金4万円で、学校保健特別対策費補助金で、事業費に対して2分の1の補助です。

歳出について。19ページ、款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費、節20貸付金24万円は、町奨学金貸付で、医療福祉職等奨学金貸与生1名、月6万円。

節24積立金345万円は、特定寄附金200万円、喜界育英会償還金145万円を基金に積み立てるものです。

款の9教育費、項の2小学校費、目の1小学校費280万円の増額は、喜界小学校のプールフェンス修繕で250万円、早町小学校牛乳用冷蔵庫30万円です。

目の6学校保健特別対策事業費89万円は消耗品費で、手指消毒器等で32万円です。備品費で加湿空調清浄器57万円です。

目の1中学校費、施設負担金補助及び交付金43万4,000円は、県体出場部活の増と台風の影響により飛行機使用のためです。

目の6学校保健特別対策事業費8万円は、CO₂モニター6台分です。

20ページ、款の9教育費、項の5社会教育費、目の2公民館費23万8,000円の増額は、防火設備修繕料です。

目の4図書館費12万円の増額は、エアコン火災報知機修繕です。

目の5旧学校管理費53万円の増額は、旧坂嶺小床修繕料です。

目の6文化財保護費147万3,000円の増額は、発掘調査に使用する測量機器の修繕料58万5,000円と施設外壁の洗浄手数料88万8,000円です。

21ページ、項の6保健体育総務費、目の1保健体育総務費60万円の増額は、町体育館防火設備修繕料40万円、弓道場の草刈り機20万円です。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

続いて、産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

おはようございます。報告いたします。

去る9月2日、本会議において当委員会に付託されました議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）の審査概要について報告いたします。

当委員会は、委員全員出席の下、審査期間を9月6日の1日間と定め、審査では担当課長の出席を求め、審査を行いました。

令和3年度喜界町一般会計補正予算は、予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,527万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ66億364万3,000円とするものです。

まず、農業振興課所管分の主なものについて。

ページは15ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目9園芸振興費350万円の増額は、アグリハウスの修繕料との説明がありました。これに委員から、修繕の内容についての質疑があり、ハウスとハウスのつなぎ目に当たる排水部分、谷の修繕とビニール巻上機の設置で10棟分すべてとの説明がありました。

ページは16ページ、目10家畜診療所運営費補正額1,350万円の増額は、節10需用費の医薬材料費1,346万円の増額は、健診が月1回でありましたが、病気の早期発見、治療につなげるた

め、健診を月2回行ったことでの診療件数増加のためとの説明があり、そのため、歳入の雑入、家畜診療収入と病床共済金合わせて1,284万円が増額となっております。

目11営農支援センター運営費275万3,000円を増額は、機械農業開発組合へ昨年から採択していますアリモドキの防除作業料で、消費税が発生したためとの説明がありました。

次に、まちづくり課所管分の主なものについて。

ページは14ページ、款4衛生費、項3水環境費、目1水環境総務費、節11役務費の自動車損害保険料1万円、公課費の自動車重量税2万5,000円は、当初予算の計上漏れとの説明がありました。

ページは16ページ、款5農林水産業費、項3水産業費、目2漁港整備費補正額92万9,000円を増額は、節10需用費の修繕料85万2,000円は、荒木漁港のコンクリート打設、小野津漁港配線盤、同じく小野津港の飛び込み防止柵の修繕との説明がありました。

ページは17ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費の修繕料42万3,000円は、城久公園の修繕との説明がありました。

ページは18ページ、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節10需用費の修繕料296万円は、ショッピングセンターふくり前の町道整備、小野津集落の雁股の泉の上、町道に安全対策のため、ポールを設置するためとの説明がありました。

款7土木費、項3港湾費、目3港湾整備費、節14工事請負費の港湾改良工事500万円を増額。これに委員から、増額の内容についての質疑があり、当初は町の負担を考えると一括発注と考えていましたが、法律に基づき、できる限り町内業者への発注となるよう、分割発注としたこと。また、積算の基準改定などがあり、クレーンの拘束費を今年度から計上しなければならなくなったためとの説明がありました。

款7土木費、項4住宅費、目1住宅管理費、節10需用費の修繕料151万2,000円を増額は、塩道団地のコンクリート爆裂工事4世帯分との説明がありました。

次に、保健福祉課所管分について。

ページは12ページ、款3民生費、項2保健福祉費、目2高齢者福祉費、節18負担金補助及び交付金の長寿会活動補助金58万1,000円を増額は、手久津久集落ゲートボール場のトイレの修繕のためとの説明がありました。

ページは13ページ、目8健康増進事業費、節19扶助費の検査助成金60万円を増額は、高齢者の方へのPCR検査の助成金で、濃厚接触者には該当しなかったが、接触者となった方に検査費用を助成するため、現在、利用された方はいないとの説明がありました。これに委員から、1人当たりの助成額についての質疑があり、1人当たり1万5,000円で検査費用全額助成との答弁がありました。

款3民生費、項3児童福祉費、目5子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、節19扶助費の子育て世帯生活支援特別給付金270万円は、当初より対象者が増加したことによるものとの説明がありました。対象世帯については、6月定例会の委員長報告で述べたとおりでありますので、割愛いたします。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第32号の産業福祉常任委員会所管分については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案につきましては可決いたしました。委員会から指摘をいたします。

補正予算で当初予算の計上漏れや消費税分の増額がありました。当初予算に計上すべき予算はしっかり把握をし、計上するよう、取り組んでください。

以上、申し述べ添えて、報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第33号 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第3 議案第34号 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第4 議案第35号 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第5 議案第36号 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第6 議案第37号 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（榮 哲治君）

日程第2、議案第33号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから日程第6、議案第37号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

議案第33号から議案第37号までの特別会計補正予算について、一括して報告いたします。

まず、議案第33号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ344万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,762万9,000円、直営診療所施設勘定の歳入歳出にそれぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,993万9,000円とするものです。

ページは7ページ、歳出、款6保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節12委託料の特定健康受診率向上対策事業費に係る業務委託料337万1,000円は、歳入にあります県支出金、県補助金、保険給付費等交付金の保険者努力支援分を活用し、特定健康診査の受診率向上に取り組むため、AIを活用し、5パターンのタイプに分け、町民の方の性格に応じた5種類の受診案内はがきを送付することで、受診率向上を図るためとの説明がありました。

次に、直営診療施設勘定について、歳入は一般会計からの繰入金補正額3万円で、歳出は会計年度任用職員の期末手当3万円となります。

次に、議案第34号、令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,132万6,000円とするものです。

ページは6ページから7ページ、歳入は国庫支出金、国庫補助金、介護事業補助金、補正額8万8,000円、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金、事務費繰入金補正額14万3,000円で、歳出は主に是正改正によるシステム負担金の増額です。

次に、議案第35号、令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億576万5,000円とするものです。

ページは6ページから7ページ、歳入は繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金補正額251万円で、歳出は義務的経費となっておりますので、割愛いたします。

次に、議案第36号、令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,493万5,000円とするものです。

ページは6ページから7ページ、歳入は一般会計からの繰入金で補正額825万円。

歳出は款2施設費、項2施設整備費、目1公共下水道施設整備費、節12委託料の現地設計委託料800万円は、施設の下水道台帳整備のためとの説明がありました。これに委員から、台帳整備を行う目的についての質疑に、東日本大震災の際、インフラ施設が被害に遭い、自治体の施設資産などが把握できなかったため、国からの指示があり、本町の施設資産の内容把握のためとの答弁がありました。

次に、議案第37号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について、ページは10ページから11ページ、収入は款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節、水道料金200万円の増額は、水道料金の調定額増によるものとの説明がありました。

項2営業外収益、目1他会計補助金、節一般会計補助金1,000万円は、一般会計からの補助金。

支出は款1水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱い諸費、節、企業

債利息50万円の減額は、企業債利息の利率の変更によるもので、12ページ、款1資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金、節、建設改良企業債償還金50万円の増額で、割合を変更するためとの説明がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、議案第33号から議案第37号までは、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号から議案第37号まで、以上5件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第33号から議案第37号までは、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから議案第37号、令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの5件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第38号 喜界町過疎地域持続的発展計画の策定について

△ 日程第8 議案第39号 喜界町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について

△ 日程第9 議案第40号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

△ 日程第10 議案第41号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

△ 日程第11 議案第42号 喜界町防災会議条例の一部を改正する条例について

△ 日程第12 議案第43号 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榮 哲治君）

日程第7、議案第38号、喜界町過疎地域持続的発展計画の策定についてから日程第12、議案第43号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上6件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

○総務文教常任委員長（生駒 弘君）

去る9月2日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第38号、喜界町過疎地域持続的発展計画の策定についてから議案第43号、喜界町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまで、6件について、審査が終了しましたので、報告いたします。

議案第38号、喜界町過疎地域持続的発展計画の策定について、4月1日から施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定するものです。移住、定住、地域間交流の促進、人材育成等、地域における情報化、再生可能エネルギーの利用の促進の3点が新たに追加された。各課からの計画により作成されている。

議案第39号、喜界町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日に制定されたことにより改正するものです。附則、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第40号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、本年度策定予定の観光振興計画策定に伴う委員の報酬日額5,000円を追加するものです。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第41号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例について、個人番号カードの再交付の項を削るものです。これはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明文化され、J-L I Sが個人番号カードの発行に関し、手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地市町村に委託することができることが新たに規定された。この規定が施行される令和3年9月1日からは従来どおり発行手数料を徴収するものの、J-L I Sからの受託による徴収へ位置づけが変わることにより、手数料条例の規定を削る改正が必要になったため、改正するものです。

議案第42号、喜界町防災会議条例の一部を改正する条例について、あらゆる災害の対応、防災減災の観点から防災会議自体の運用体制、柔軟化、強化を図るために改正するものです。第2条2号中、「発生した場合」を「発生し、または発生のおそれがある場合」に改める。また、陸上自衛隊奄美警備隊の職員のうち、町長が任命する者を加えるものです。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第43号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、これは職員が新型コロナウイルス感染症に対応するための作業に従事したときに、感染症等、防疫作業手当を支給するものと併せて、字句の変更をするものです。特殊勤務の人員配置はどうされているかとの質疑に、基本的にワクチン接種を2回終えている職員で、総務課、保健福祉課職員からピックアップしてあるとのことでした。附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の喜界町職員の特殊勤務手当に関する規定は令和3年8月16日から適用する。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第38号から議案第43号まで、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号から議案第43号まで、以上6件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第38号から議案第43号まで、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号、喜界町過疎地域持続的発展計画の策定についてから議案第43号、喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上6件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 陳情第1号 島外への治療費、検査の為の渡航費に関する陳情について

○議長（榮 哲治君）

日程第13、陳情第1号、島外への治療費、検査の為の渡航費に関する陳情についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、野間弘也君。

[産業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

○産業福祉常任委員長（野間弘也君）

陳情1号について、報告いたします。

令和3年6月定例会より継続審査となっておりました陳情1号、島外への治療、検査の為の渡航費に関する陳情は、審査の結果、採択することに決定いたしました。

なお、当委員会としましては、国、県への予算措置等の要望に努めてまいりたいと思っております。

当局には見舞金の支給を検討していただきますよう、要望いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。本案に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。陳情第1号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号、島外への治療費、検査の為の渡航費に関する陳情については、採択することに決定いたしました。

-
- △ 日程第14 認定第1号 令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第15 認定第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第16 認定第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第17 認定第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第18 認定第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第19 認定第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - △ 日程第20 認定第7号 令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（榮 哲治君）

日程第14、認定第1号、令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第7号、令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、安田英次郎君。

[決算審査特別委員長安田英次郎君登壇]

○決算審査特別委員長（安田英次郎君）

報告を申し上げます。

令和3年度第3回定例会において、決算審査特別委員会に付託されました各会計令和2年度歳入歳出決算認定7件について、結果を報告いたします。

去る9月7日、8日の2日間にわたり、議長、監査委員を除く10名の委員で付託されました認定7件について、担当課長の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書、主要施策の成果に関する調書、監査委員意見書等に基づき、審査を行いました。

審査の過程において、令和2年度の決算に関わる事業の成果、課題について質疑がなされました。質疑については、皆様御承知のとおりでございますので、省略させていただきます。

認定第1号、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和2年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、以上7件は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（榮 哲治君）

これから、認定第1号から認定第7号までの7件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（榮 哲治君）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号、令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件については、認定することに決定いたしました。

△ 日程第21 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

○議長（榮 哲治君）

日程第21、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）について、野間弘也君ほか3名より提出されておりますので、議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号については提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続などにつきましては一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

△ 日程第22 議員派遣の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

△ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（榮 哲治君）

日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榮 哲治君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日
鹿児島県喜界町議会
議長 柴 哲治

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	山東 昭子 殿
内閣総理大臣	菅 義偉 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	武田 良太 殿
経済産業大臣	梶山 弘志 殿
内閣官房長官	加藤 勝信 殿
経済再生担当大臣	西村 康稔 殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第32号 議案第38号 議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号	令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について 喜界町過疎地域持続的発展計画の策定について 喜界町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例について 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について 喜界町防災会議条例の一部を改正する条例について 喜界町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
産業福祉 常任委員会	議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号	令和3年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について 令和3年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 令和3年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 令和3年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について 令和3年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について 令和3年度喜界町水道事業会計補正予算（第1号）について

決算審査特別委員会付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
決算審査 特別委員会	認定第1号	令和2年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号	令和2年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号	令和2年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	令和2年度喜界町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について